



# 各種相談

## 各種相談のご案内

朝霞市の各種相談の概要を紹介します。お気軽にご利用ください(年末年始を除く)。

なお、日時などは変更される場合がありますので、各問い合わせ先にご確認ください。

名称	内容	日時	場所	相談員(担当課)	問い合わせ
法律相談 (予約制)	相続、離婚、多重債務などの法的なこと(企業、法人などを除く個人の相談に限る)	毎週水・金曜日(1組30分) 午前10時~正午、 午後1時~3時	法律相談室 (市役所別館4F)	弁護士 (地域づくり支援課)	TEL 463-2648 予約方法… 電話または窓口
行政相談	市政に対する意見や要望、苦情など	毎月第2・4月曜日 午後1時~4時	市民相談室 (市役所1F)	行政相談員 (地域づくり支援課)	TEL 463-2648
消費生活相談	契約トラブル、悪質商法、多重債務など	毎週月~金曜日 午前10時~正午、 午後1時~4時	消費生活センター (市役所別館4F)	消費生活相談員 (地域づくり支援課)	TEL 463-1111 (代表) 内線2256
人権相談	家庭内のものめごとや近隣とのトラブルなどで、人権に関すること	毎月第1月曜日 (祝日の場合は翌週の月曜日) 午後1時~4時	市民相談室 (市役所1F)	人権擁護委員 (人権庶務課)	TEL 463-1738
女性総合相談 (女性専用)	親族間のものめごとや対人関係などの悩みや問題など	毎週木曜日 午前10時~午後3時 ※祝日も実施	それいゆぷらざ (女性センター) ※中央公民館・コミュニティセンター内	女性総合相談員 (人権庶務課)	TEL 463-2697
DV相談	配偶者やパートナー、恋人など親密な関係にある(あった)者同士の間で振るわれる暴力に関する相談	毎週火~日曜日 午前9時~午後5時 ※祝日も実施 【専門の相談員による相談】 毎週火・水・金・土曜日 午前10時~午後4時 ※祝日も実施		それいゆぷらざ (女性センター)職員 (人権庶務課)	TEL 463-0356
税務相談 (予約制)	納税および申告手続き等、税務全般に関する相談	毎月第3月曜日 (祝日の場合は翌日) 午後1時~4時30分		DV専門相談員 (人権庶務課)	
休日納税相談	市税を納期限内に納付できない方を対象とした納付方法の相談、市税の納付	毎月第1・3日曜日 (5~7月は第4も実施) 午前8時30分~正午 ※1・8月の第1日曜日を除く	収納課 (市役所2F)	収納課職員 (収納課)	TEL 463-2023
年金相談 (予約制)	年金に関する相談	毎月第2・4木曜日 午後1時~5時	市民相談室 (市役所1F)	社会保険労務士 (保険年金課)	TEL 463-1264
内職相談	内職についての相談・紹介	毎週火・金曜日 午前9時~正午、 午後1時~4時	市民相談室 (市役所1F)	内職相談員 (産業振興課)	TEL 463-1903
労働・社会保険相談	賃金・労働時間・解雇をはじめとした労働条件等、労働全般に関する相談	毎月第3土曜日 午後1時~4時	産業文化センター	社会保険労務士 (産業振興課)	TEL 463-1903
金融よろづ相談	事業運営や経営の安定化に必要な運転資金、設備資金など保証協会の保証付き融資に関する相談	随時 午前9時~午後5時20分 ※土・日曜日、祝日を除く	埼玉県信用保証協会川越支店	埼玉県信用保証協会職員	TEL 049-249-1681
起業家育成相談 (一週間前までに予約)	開業全般、事業計画、資金繰り、マーケティング、創業後の経営課題に対する相談 ※市内在住または市内で起業を考えている方対象	随時(1組2時間) 午前10時~午後7時 (土・日曜日、祝日、産業文化センター休館日を除く)	産業文化センター	中小企業診断士 (産業振興課)	TEL 463-1903
就職支援相談 (予約制)	就労希望者等を対象とした就職に関する相談 ※市内在住・在勤・在学者対象	毎月第2・4水曜日 (1組1時間) 午前10時~正午、 午後1時~4時	第2水曜日… 産業文化センター 第4水曜日… 市民相談室 (市役所1F)	キャリアアドバイザー等 (産業振興課)	TEL 463-1903
栄養相談	食生活、栄養に関する相談	毎週月~金曜日 午前8時30分~ 午後5時15分	保健センター	管理栄養士 (健康づくり課)	TEL 465-8611

名称	内容	日時	場所	相談員(担当課)	問い合わせ
高齢者健康相談	健康づくりや病気療養、そのほかの健康上の心配ごとに関する相談	毎月1回 午後1時30分～2時30分 ※日程は各会場にお問い合わせください。	浜崎老人福祉センター 溝沼老人福祉センター	看護師・管理栄養士 (各老人福祉センター)	TEL 486-2476 (浜崎) TEL 464-5488 (溝沼)
妊娠・出産の相談	妊娠や出産、育児に関する相談	毎週月～金曜日 第2土曜日、第4日曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	子育て世代包括支援センター (保健センター内)	助産師・保健師	TEL 451-0155
こころの健康相談(予約制)	精神面の健康に心配のある方や、認知症を含む精神障害者およびその家族	毎月1回 ※広報あさかに掲載	保健センター	精神科医師・精神保健福祉士 (健康づくり課)	TEL 465-8611
精神保健福祉相談(予約制)	精神の病気や福祉サービスなどについての相談	原則毎月第1・3木曜日 午後1時～5時15分 ※詳細はお問い合わせください。	障害福祉課 (市役所1F)	精神保健福祉士 (障害福祉課)	TEL 463-1598
障害のある方のための相談	障害福祉サービスの利用などの各種相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	はあとぴあ障害者相談支援センター (はあとぴあ3F)	相談支援専門員	TEL 486-2400
障害者虐待についての相談	・虐待を受けている、または見た り聞いたりした ・障害のある方の介助の負担が重 いなどの相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	障害者虐待防止センター障害福祉課 (市役所1F)	障害福祉課職員	TEL 463-1598 TEL 463-1599
障害者差別についての相談	障害を理由とする差別を受けたり、合理的配慮の提供がなされなかつたなどの相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	障害福祉課 (市役所1F)	障害福祉課職員	TEL 463-1598 TEL 463-1599
障害のある方のための就労支援相談(予約制)	障害のある方の就労や雇用についての相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	はあとぴあ障害者就労支援センター (はあとぴあ3F)	就労支援員	TEL 486-2575
児童についての相談	子どもの養育に関することや子どもの虐待に関する相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	こども未来課 (市役所2F)	こども未来課職員	TEL 463-0364
子育て相談	乳幼児の育児に関する相談	毎週月～土曜日 午前9時～午後5時	さくら子育て支援センター (さくら保育園内)	子育て支援センター職員 (保育課)	TEL 469-7065 (来所予約) TEL 467-4152 (電話相談専用)
		毎週月～木・土・日曜日 午前9時30分～ 午後5時30分	きたはら子育て支援センター (きたはら児童館内)		TEL 476-8686
朝霞市子ども相談室	不登校、いじめ、非行等に関する問題、学校生活や家庭生活に関する相談、適応指導教室に関するこ	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	子ども相談室	教育相談員 (教育指導課)	TEL 471-8080 TEL 487-1234

〈広告〉

**共に考え、共に決断し、最適な解決を目指します。**

- 民事事件(交通事故、債権回収、労働等)
- 家事事件(相続、遺言、離婚等)
- 中小企業法務 ●刑事弁護

**新座中央通り法律事務所**  
埼玉弁護士会所属 弁護士 菊川洋

**TEL:048-470-1070**

志木駅南口から徒歩8分  
新座市東北2-12-7  
ブルミ工202  
「麵家うえだ」の2階です。



**・借金問題 ●相続・遺言 ●離婚・後見  
●交通事故 ●民事・労働 ●刑事・行政**

**小山法律事務所**

埼玉弁護士会所属 弁護士 小山香

あなたのからわらで  
あなたを支えます

解決の糸口を見つける  
お手伝いをします。  
法テラス利用可能

**TEL:048-465-0125** (朝霞駅東口 徒歩1分)

朝霞市仲町2-2-38  
アウェスティル805  
土日 相談可






名称	内容	日時	場所	相談員(担当課)	問い合わせ
福祉の総合相談(生活困窮者自立支援相談)	・高齢者困りごと相談をはじめ、さまざまな福祉に関する相談 ・経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある方の就労支援や自立、家計に関する相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	福祉相談課 (市役所1F)	福祉相談支援員 (福祉相談課)	TEL 423-5082
生活保護の相談	生活に困っている方の生活保護に関する相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	生活援護課 (市役所4F)	生活援護課職員	TEL 463-1562 TEL 463-1576 TEL 423-0163
家庭児童相談	家庭における子どもの養育に関する相談	毎週月～金曜日 午前9時30分～午後5時	家庭児童相談室 (市役所2F)	家庭児童相談員 (こども未来課)	TEL 463-2231
税務相談(予約制)	納税および申告手続など、税務全般について(税理士会)	毎週水曜日 午後1時30分～4時	関東信越税理士会 朝霞支部事務局	関東信越税理士会 朝霞支部所属税理士	TEL 465-0025
不動産無料相談(予約制)	不動産に関する賃貸、売買またはトラブル等について	毎月第2木曜日 (祝日の場合は第3木曜日) 午前10時～正午	市民相談室 (市役所1F)	不動産相談員 (宅建協会県南支部)	TEL 468-1717
住宅建築相談(予約制)	住宅の耐震工事やリフォーム、省エネ住宅等について	毎月第2水曜日 (1月は第3木曜日) 午後2時～4時 (8月は未実施)	市民相談室 (市役所1F)	建築士 (建築士事務所協会県南支部)	TEL 461-4507
分譲マンション管理相談(予約制)	分譲マンションの管理や管理組合の運営について 滞納金、大規模修繕、長期修繕計画、工事、管理委託など	毎月第1水曜日 (1・5月は第2水曜日) 《定員3組 1組50分》 午後1時30分～4時20分 ※5月のみ午前9時～11時50分	市民相談室 (市役所1F)	マンション管理士 (開発建築課)	TEL 423-3854
空き家のワンストップ無料相談窓口	市内にある空き家を所有または管理している方を対象にした空き家の管理・売買・修繕等についての相談	随時 午前10時～午後4時 ※水・土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会県南支部	空き家相談員(宅建協会県南支部)	TEL 468-1717
		随時 午前10時～午後4時 ※土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く	(一社)埼玉県建築士事務所協会県南支部	空き家相談員(建築士事務所協会県南支部)	TEL 461-4507
		随時 午前9時～午後6時 ※土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く	(一社)日本空家対策協議会	空き家相談員(日本空家対策協議会)	TEL 042-453-8000
居住支援相談(予約制)	住まい探しでのお困りごとについて	毎月第1木曜日 午後1時～4時 (1・5月は第3木曜日)	市民相談室 (市役所1F)	社会福祉士 (開発建築課)	TEL 423-3854
外国人生活相談	10言語とやさしい日本語での電話による生活相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	外国人総合相談センター埼玉	外国人生活相談員	TEL 833-3296

&lt;広告&gt;

**東武東上線・地域密着 創業50年**

私たちにはマンション管理のプロフェッショナルです。  
誠実で安心と喜びの管理サービスをご提供します。

マンション管理、大規模修繕工事の **TEL 050-5491-8680**

**イノーヴ株式会社**

ホームページ 

本社 東京都豊島区要町3-12-12 4F  
埼玉オフィス 朝霞市東弁財1-6-26 4F



**売買物件、テナント用地  
募集しております**  
**借地権・空き家  
傾斜地・再建築不可**  
上記のような不動産も  
ぜひご相談下さい

埼玉県知事(3)第21886号

**株式会社  
ココ・エステート**

埼玉県朝霞市本町2-2-14  
**TEL.048-452-7722**



# 届け出・申請

## 届け出

戸籍の届け出および住民登録の異動は、それぞれ法律などによって定められています。下記の要領で速やかに、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所に届け出してください。

なお、朝霞台出張所では土曜日、朝霞駅前出張所では日曜日も届け出を受け付けています（年末年始を除く）。

### 戸籍に関する届け出

総合窓口課 **TEL 463-2617** 内間木支所 **TEL 471-1632**  
朝霞台出張所 **TEL 467-1115** 朝霞駅前出張所 **TEL 452-6000**

※外国人に係る戸籍の届け出については、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所では受け付けていません。総合窓口課にお問い合わせください。

#### ▶赤ちゃんが生まれたときは

種類	届出期間	届出先	届出人	届け出に必要なもの
出生届	生まれた日を含め14日以内	本籍地、出生地、届出人の所在地のいずれかの市区町村役場	父または母	<input checked="" type="checkbox"/> 出生証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 生計主の健康保険証および預金口座のわかるもの

※命名は、常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナに限ります。

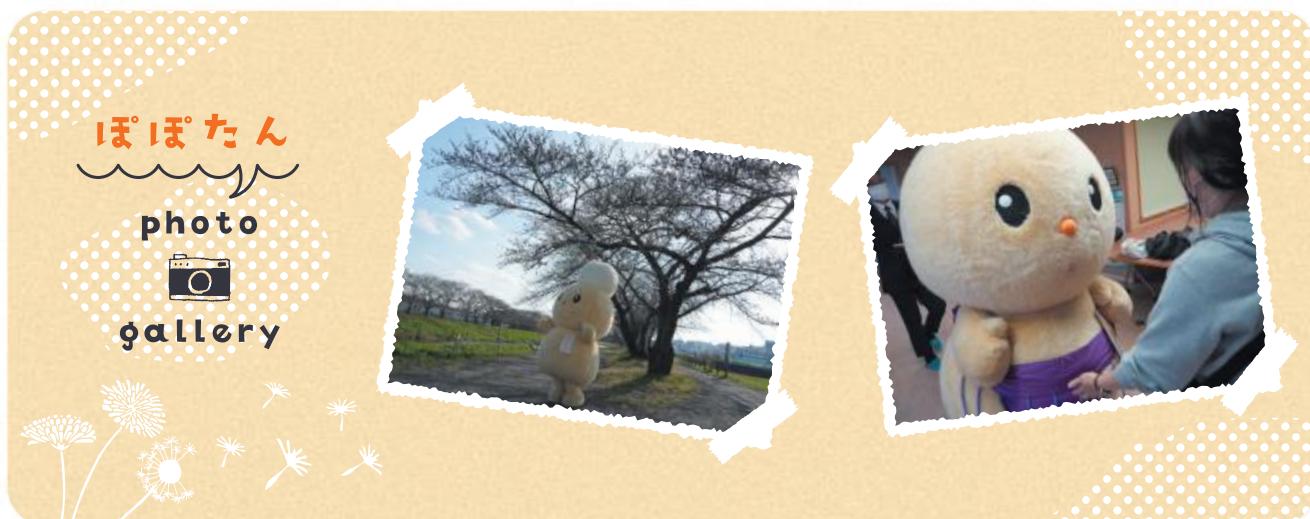
※届出人が届け出をする事が困難な場合は、「同居者」、「出産に立ち会った医師、助産師、その他の立会者」の順

※外国籍の出生届は、確認資料が必要になりますので事前にお問い合わせください。

#### ▶結婚するときは

種類	届出期間	届出先	届出人	届け出に必要なもの
婚姻届	届け出が受理された日から効力が発生	夫または妻の本籍地、所在地のいずれかの市区町村役場	婚姻の当事者	<input checked="" type="checkbox"/> 双方の戸籍謄本（届出先に本籍がない場合） <input checked="" type="checkbox"/> 届出書に証人（成人2人）の署名 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど） <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード（お持ちの方）

※外国籍の方と結婚する場合は、届け出に必要なものが異なりますので事前にお問い合わせください。



## ▶離婚するときは

種類	届出期間	届出先	届出人	届け出に必要なもの
離婚届	届け出が受理された日から効力が発生(裁判離婚は確定日または調停成立の日から10日以内)	夫婦の本籍地、所在地のいずれかの市区町村役場	離婚の当事者(裁判離婚の場合は申立人)	<input checked="" type="checkbox"/> 婚姻中の戸籍謄本(届出先に本籍がない場合) <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚は届出書に証人(成人2人)の署名 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど) <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの方)

※婚姻により氏の変わった方は、離婚によって婚姻前の戸籍に戻る(復籍)か、単独で新戸籍を編製することとなります。

※離婚の際に称していた氏を名乗りたい場合は、事前にお問い合わせください。

※裁判離婚の添付書類については、事前にお問い合わせください。

※外国籍の方が離婚する場合は、届け出に必要なものが異なりますので事前にお問い合わせください。

## ▶死亡したときは

種類	届出期間	届出先	届出人	届け出に必要なもの
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の本籍地、死亡地、届出人の所在地のいずれかの市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居の親族</li> <li>・同居していない親族</li> <li>・親族以外の同居者</li> <li>・家主、地主、家屋(土地)の管理人</li> <li>・公設の長</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡診断書または死体検案書(届書中、医師が記入)

※死亡の届け出は、後見人等(後見人、保佐人、補助人および任意後見人)もすることができます。

※後見人等が届け出をする場合には、「登記事項証明書」または「裁判所の謄本」の提出が必要です。

## ▶本籍を移すときは

種類	届出期間	届出先	届出人	届け出に必要なもの
転籍届	届け出が受理された日から効力が発生	転籍する人の本籍地、新しい本籍地または届出人の所在地のいずれかの市区町村役場	戸籍筆頭者および配偶者	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本

上記のほか、認知届、養子縁組届、養子離縁届、入籍届、分籍届などの届け出があります。詳しくは、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所にお問い合わせください。

〈広告〉

もしもの時はご相談ください  
惜別の葬儀にまごころこめて…

**J A あさか野  
ライフサービス**

24時間対応 0120-24-4994

朝霞市・志木市・和光市・新座市【指定市民葬儀委託葬儀社】



## 住民登録(住民異動)に関する届け出

### ▶市内に転入したときは

種類	届出事由	届出期間	手続きに必要なもの
転入届	ほかの市区町村から朝霞市に転入	転入した日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 前に住んでいた市区町村発行の転出証明書またはマイナンバーカード、住民基本台帳カード <input checked="" type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書(外国人のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証など) <input checked="" type="checkbox"/> 委任状(届け出が代理人の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 15歳以下のお子さんをお持ちの方で、児童手当およびこども医療の登録が必要な方は、生計主とお子さんの健康保険証、生計主の預金口座のわかるもの

※国外から転入してきたときは、日本国籍の方はパスポートおよび戸籍謄本、戸籍の附票、外国籍の方はパスポートおよび在留カードまたは特別永住者証明書が必要になります。なお、土・日曜日および午後5時15分以降は、届け出できません。

※マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方も、前に住んでいた市区町村で転出の手続きが必要です。

※転入前の市区町村で介護認定を受けていた方は、長寿はつらつ課で手続きが必要です。

### ▶市内で住まいが変わったときは

種類	届出事由	届出期間	手続きに必要なもの
転居届	朝霞市内で転居	転居した日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者) <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの方)、住民基本台帳カード(顔写真付きをお持ちの方) <input checked="" type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書(外国人のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証(該当者) <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(該当者) <input checked="" type="checkbox"/> こども医療受給資格証(受給者) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証など) <input checked="" type="checkbox"/> 委任状(届け出が代理人の場合)

※アパートや寮など、同じ建物内で部屋が変わった場合でも転居届をお出しください。

### ▶市外へ引っ越すときは

種類	届出事由	届出期間	手続きに必要なもの
転出届	朝霞市からほかの市区町村に転出	転出をする前(転出予定日・転出先の住所が決まったとき)	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証(登録者) <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの方)、住民基本台帳カード(お持ちの方) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者) <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証(該当者) <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(該当者) <input checked="" type="checkbox"/> こども医療受給資格証(受給者) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証など) <input checked="" type="checkbox"/> 委任状(届け出が代理人の場合)

※国外に異動するときは、出国前に手続きを行ってください。



## ▶世帯に変更があったときは

種類	届出事由	届出期間	手続きに必要なもの
世帯変更届	世帯主の変更、世帯の分離または合併	変更した日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ、世帯合併のときは、両方の被保険者証) <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証(該当者) <input checked="" type="checkbox"/> こども医療受給資格証(受給者) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証など) <input checked="" type="checkbox"/> 委任状(届け出が代理人の場合)

※住民登録(住民異動)に関する届け出に関しては、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所にお問い合わせください。  
 ※学校の転校手続きなど、本庁担当課で手続きが必要な場合があります。

## 外国人住民に関する届け出

出入国在留管理庁から「在留カード」が交付された方は、入国後新たに住所を定めた場合または住所を変更した場合には、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所のいずれかで住民異動届の提出が必要となります。

### ▶住民登録に必要なもの

在留カードまたは特別永住者証明書、パスポート、家族関係を証する証明書および同訳文

### ▶住所に変更が生じたら

- 朝霞市からほかの市区町村へ転出する場合は、転出予定日が決まったとき(おおむね14日前から)に届け出をしてください。
- 朝霞市内で転居した場合は、転居した日から14日以内に在留カードまたは特別永住者証明書、住民基本台帳カード(顔写真付き)またはマイナンバーカードを持参し、届け出をしてください。
- ほかの市区町村から朝霞市へ転入する場合は、前に住んでいた市区町村発行の転出証明書または転出手続きをしたマイナンバーカード、在留カードまたは特別永住者証明書を持参し、届け出をしてください。

### ▶在留カードを所有している外国人の方で、氏名・国籍などに変更が生じたら、在留カードを紛失・破損したら

- 地方出入国在留管理官署へ届け出をしてください(必要な書類等は地方出入国在留管理官署へご確認ください)。

※外国人在留総合インフォメーションセンター  
(対応言語:英語、中国語、韓国語、スペイン語など)

月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分

**TEL 0570-013904**

※東京出入国在留管理局さいたま出張所  
さいたま市中央区下落合5丁目12番1号  
さいたま第2法務総合庁舎1F

**TEL 048-851-9671**

### ▶特別永住者証明書を所有している外国人の方で、氏名・国籍などに変更が生じたら、特別永住者証明書を紛失・破損したら

- 総合窓口課へ届け出をしてください(必要な書類等は事前にお問い合わせください)。

※内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所では届け出できません。

## 住居表示区域内の新築などの届け出

住居表示区域内に住宅やアパート、倉庫などを新築(建て替え)する場合には、新たに住居番号を付定し、住居表示板(無料)をお渡しします。建物が完成するまでに、申請書、案内図、公図、配置図、平面図等を添えて、総合窓口課へ届け出をしてください。

※内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所では届け出できません。

## 印鑑登録の申請

### ▶登録できる人

市内に住民登録をしている満15歳以上の方(外国人住民を含む)

### ▶登録できる印鑑

- 住民基本台帳に登録されている氏名(氏または名のみ可)の印鑑
- 印影の最長が8.1mm以上で、一辺の長さが25mm以下の正方形に収まるもの
- 変形しない材質で縁が欠けていないもの(スタンプ印およびゴム印は不可)

### ▶登録申請の手続き

直接本人が来庁してください。やむをえない理由により、本人が来られない場合は、代理人による登録申請もできますが、登録する方の直筆の委任状が必要になります。ただし、この場合、申請のみとなり、当日は登録することはできません。

### ▶登録申請者の確認方法

次の方法により、本人であること、本人の意思に基づく申請であることを確認したのちに登録となります。印鑑登録の手続きが済むと、印鑑登録証が交付されます。

#### ①即日による登録方法

登録申請者が登録する実印と次のいずれかの書類(有効期限内のもの)を持参した場合のみ即日登録ができます。

- 官公署発行の顔写真付きの証明書  
運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード、マイナンバーカードなど(会社、法人、団体で発行したものと除く)

## ②照会書による方法

当方は申請のみになります。本人が登録する実印を持参または代理人が委任状と登録する実印を持参してください。申請内容を確認後、「照会書」を本人宛てに郵送しますので、必要事項を記入し、申請した実印、健康保険証や運転免許証、年金手帳などの本人確認参考資料と一緒に持参してください(代理人の場合は代理人の本人確認参考資料も必要)。

## ▶印鑑登録証明書の交付

申請書に必要事項(住所、氏名、生年月日)を正確に記入し、印鑑登録証を提示して申請してください。印鑑登録証の提示がないと交付できません(実印は必要ありません)。

なお、代理人が申請する場合、委任状は必要ありません。

※印鑑登録証、実印を紛失した場合は、速やかに届け出をしてください。また、実印を変えたい場合など、詳しくは、総合窓口課、内閣木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所にお問い合わせください。

## ▶委任状の書き方

委任状は、登録者本人が便せん等に直筆でお書きください。

また、委任状には登録を申請する印を必ず押印してください。

すでに印鑑登録している人が、印鑑登録証や登録印鑑の亡失などで代理人により再度、登録申請する場合は、登録申請の委任状のほかに、「印鑑登録証亡失届出」や「登録印鑑亡失届出」などの委任事項を書いた委任状も必要になります。

## 主な証明の手数料

種類	内容	手数料
全部事項証明 (戸籍謄本)	戸籍の原本に登録されている方全部を謄写したもの	1通 450円 除籍は750円
個人事項証明 (戸籍抄本)	戸籍の原本から必要とする方の分だけを謄写したもの	1通 450円 除籍は750円
戸籍の記載 事項証明書	戸籍に記載のある必要事項について証明したもの	1通 350円 除籍は450円

※朝霞市に本籍または除籍がないと取得できません。

種類	手数料
住民票の写し	1通 200円
住民票の記載事項に関する証明	1通 200円
戸籍の附票	1通 200円
不在住に関する証明	1通 200円
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1冊 4,000円
届出受理証明	1通 350円
印鑑登録に関する証明	1通 200円
身分証明	1通 200円

※戸籍の附票および身分証明については、朝霞市に本籍がないと取得できません。

## ▶証明書等の取得上の注意

個人情報の保護の観点から、むやみに他人の戸籍関係証明書や住民票の写しなどを取得することはできません。

また、なりすまし等による不正な取得を防ぐため、申請時に本人確認をしていますので、運転免許証やマイナンバーカードなど、申請者の本人確認ができるものを持参してください。

## マイナンバー(個人番号)社会保障・税番号制度

### ▶マイナンバー

マイナンバーは、住民票を有するすべての方が持つ1人1つの12桁の番号で、社会保障、税、災害対策の分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

### ▶マイナンバーカード

マイナンバーカードの取得には申請が必要です。申請された方はマイナンバーカード(券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載され、本人の顔写真が付いたICカード)の交付がされます。

転入や転居で住所が変わった場合または戸籍届け出により氏名等が変わった場合は、変更事項をカードに追加記載しますので、手続きの際はマイナンバーカードを持参してください。

内閣官房ホームページや、国のマイナンバー総合フリーダイヤル®もご利用ください。

**TEL 0120-95-0178**

平日 午前9時30分～午後8時

土・日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時30分

※年末年始を除く

## コンビニ交付

マイナンバーカードを使って、全国のコンビニエンスストアで証明書を受け取ることができます。

### 交付できる証明書と手数料

- 住民票の写し 1通 200円
- 印鑑登録証明書 1通 200円
- 課税所得・非課税証明書 1通 200円

### 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セイコーマート

※キオスク端末(マルチコピー機)が設置されている店舗のみ利用可能です。

**利用時間** 午前6時30分～午後11時

※システムメンテナンス時は除きます。

※コンビニ交付では、有効な利用者証明用電子証明書が記録されたマイナンバーカードが必要です。

※取得された証明書について、返金・差し替え等はできません。

## 住民票の写し等の交付に係る本人通知

本人通知は、本人の代理人や第三者からの請求により本籍が記載された住民票の写しや戸籍謄本などを交付したときに、あらかじめ市に登録をしている方に交付することを通知するものです。

### ▶ 本人通知の目的

本人通知は、住民票の写し等が第三者に交付されたことを本人へ早期に知らせることで、不正請求による個人の権利や財産の侵害の防止を図ることを目的としています。

### ▶ 登録できる方

本市に住民登録もしくは本籍のある方(消除された住民票がある方または除かれた戸籍がある方を含む)

### ▶ 登録方法

登録者本人が運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付き)などの本人確認資料を持参し、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所で登録してください。

※代理人による登録の場合は、代理人の本人確認書類と、法定代理人であることが証明できる書類、法定代理人以外の代理人の場合は、登録者本人が自署した委任状が必要です。

※国・県などから住民票の写し等の不正取得に関する情報提供があった場合には、本人通知の登録の有無にかかわらず、対象となる方に通知します。

## 旅券(パスポート)の申請・交付

朝霞駅前出張所パスポートコーナー **TEL 452-6033**

### ▶ 申請できる人

- 朝霞市に住民登録をしている方
- 埼玉県外に住民登録があり、朝霞市に居所のある方

### ▶ 申請・交付場所

朝霞駅前出張所パスポートコーナー

### ▶ 受付時間

申請	月～金曜日	午前9時～午後4時30分
交付	月～水曜日、金曜日、日曜日 木曜日	午前9時～午後4時30分 午前9時～午後7時30分

### ▶ 休所日

土曜日、祝日、年末年始

※ただし、祝日が日曜日の場合は開所

### ▶ 手数料

申請区分	手数料	内訳	
		収入印紙	埼玉県 収入証紙
10年有効旅券	16,000円	14,000円	2,000円
5年有効旅券 (12歳未満)	11,000円 (6,000円)	9,000円 (4,000円)	2,000円 (2,000円)
残存有効期間 同一旅券	6,000円	4,000円	2,000円

※収入印紙と埼玉県収入証紙は、朝霞駅前出張所でも販売しています。なお、埼玉県収入証紙は令和5年12月で販売が終了し、キャッシュレス決済になります。

※詳しくは、朝霞駅前出張所パスポートコーナーにお問い合わせください。

### ▶ 申請に必要な書類

一般旅券発給申請書…申請書は、朝霞駅前出張所のほか、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所にも備えてあります。また、外務省ホームページの「パスポート申請書ダウンロード」から必要事項を入力してPDF形式でダウンロードでき、印刷して所持人自署等を記入することで申請書を事前に準備することもできます。

戸籍謄本…最新の記載内容で提出前6か月以内に発行されたもの

写真…提出前6か月以内に撮影した縦4.5cm×横3.5cmのもの

※写真の規格については、外務省ホームページ「パスポート申請用写真の規格について」を参照してください。



本人確認の書類…

1点でよい書類:日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付き)、マイナンバーカード、身体障害者手帳など

2点必要な書類:健康保険証、国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金手帳(証書)、厚生年金手帳(証書)、恩給証書など

前回取得した旅券…旅券を取得された方は、失効している場合でもその旅券をお持ちください。

特別に必要となる書類…県外に住民登録があり朝霞市に居住している方などは、朝霞市で申請することができますが、その場合は住民票(提出前6か月以内に発行されたもの)などが必要となります。

※詳しくは、朝霞駅前出張所パスポートコーナーにお問い合わせください。

### ▶ 代理申請

パスポートの申請は、申請者が指定した代理の方を通じて行うことも可能ですが、申請者本人が記入しなければならない事項がありますので、事前に申請書を入手し、必ず申請者本人が記入してください。

代理の方が申請書を提出する場合は、申請者本人と代理の方それぞれの本人確認書類(運転免許証など)が必要となります。

### ▶ パスポートの交付(受け取り)

パスポートは、年齢に関係なく必ず本人が受け取りに来てください。代理人による受け取りはできません。パスポートをお渡しできるのは、申請日から土・日曜日、祝日、年末年始を除く、6日目以降です。

※そのほかパスポートに関する情報は、埼玉県ホームページ「パスポートセンター」でもご覧になれます。





# 保険・年金・税金

## 国民健康保険

保険年金課 **TEL 463-0283**  
**TEL 463-1178**

### 国民健康保険の加入

職場の健康保険に加入している方や生活保護を受けているなど適用除外の対象となる方以外は、すべて加入しなければなりません。

### 被保険者証(保険証)

診療を受けるときは、医療機関などの窓口に提示してください。

### ほかの健康保険に加入した場合

ほかの健康保険に加入した日から国民健康保険被保険者証は使用できません。誤って使用した場合は、すぐに医療機関に連絡してください。連絡をしないと、市から医療費返還請求のお知らせが届く場合があります。  
※必ず国民健康保険脱退手続きをしてください。

### 国民健康保険税

#### ▶保険税の決め方

下記の項目の医療保険分と後期高齢者支援金等分を合算し、世帯ごとの年間保険税が決められます。また、40歳以上65歳未満の方は、医療保険分と後期高齢者支援金等分以外に介護保険分が合算されます。

項目	医療保険分	後期高齢者支援金等分	介護保険分(40歳以上65歳未満)
所得割	加入者の所得に応じて計算	加入者の所得に応じて計算	加入者の所得に応じて計算
均等割	加入者数に応じて計算	加入者数に応じて計算	加入者数に応じて計算
平等割	一世帯につき14,000円で計算	—	—
資産割	加入者の固定資産税額に応じて計算	—	—
最高限度額	年間65万円	年間20万円	年間17万円

※内容が変更になる場合があります。

※倒産、解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇い止めによる離職(特定理由離職者)をされた方に対する軽減措置が適用される場合がありますので、対象となる方は手続きを行ってください。

### 療養の給付等

病気やけがをしたときの療養の給付のほか、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの支給があります。

### 特定健康診査・人間ドック検診

特定健康診査および人間ドック検診は、糖尿病や心筋梗塞等の生活習慣病予防や疾病の早期発見のために実施しています。詳細は市ホームページに掲載しています。

①②から希望の健診を受診できます(年度内1回限り)。

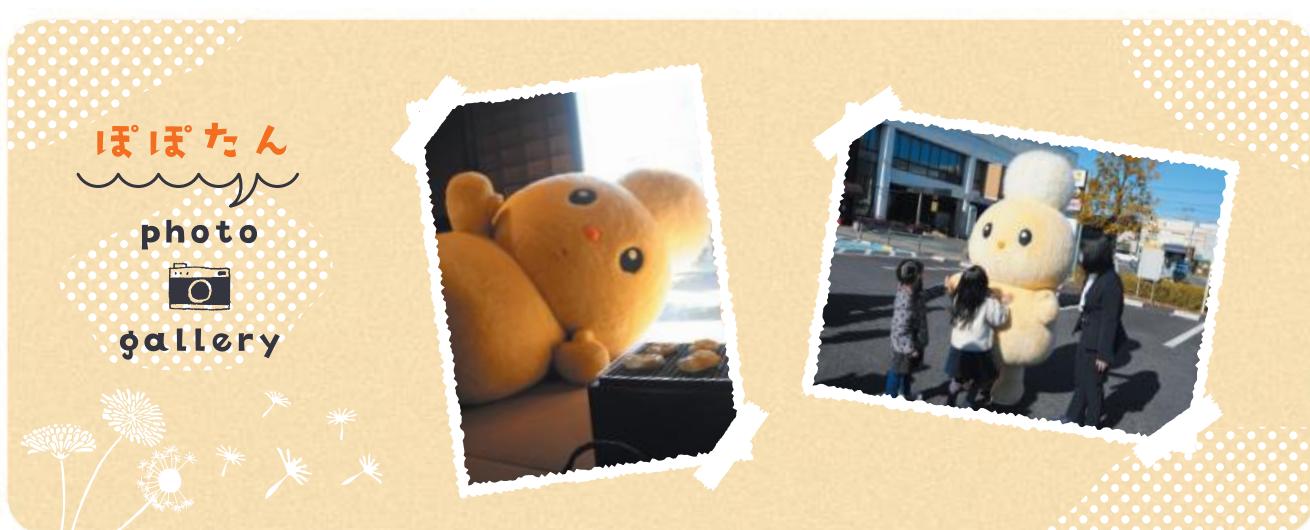
種類	自己負担金額	対象年齢
①特定健康診査	無料	40~74歳
②人間ドック検診	10,000円	35~74歳

※①は当該年度末までに40歳になる方

※②は受診日時点で35歳の方

※受診日時点で75歳の方は、後期高齢者医療保険での受診となります。

※ほかの健康保険に加入している方は、そちらの健康保険にお問い合わせください。



## ▶保険税の納め方

### 【普通徴収】

国民健康保険に加入している65歳未満の方がいる世帯の世帯主の方は、年税額を8回(7・8・9・10・11・12月、翌年1・2月)に分けて納めていただきます。

### 【特別徴収】

世帯主が国民健康保険被保険者であり、同じ世帯内の国民健康保険に加入している方全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主の方は、あらかじめ年金から差し引かせていただきます。ただし、75歳以上の方が世帯主の場合や年金が年額18万円未満の方、国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える場合には、納付書または口座振替により納めていただきます。

※年金から差し引かれている方は、申し出により口座振替による支払方法への変更も可能です。

※災害や病気、失業など、特別な事情によって生活が困難になり保険税が納められないときは減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

## 国民健康保険の保養施設

健康の保持増進を図る目的から、埼玉県国民健康保険団体連合会を通じ、ホテルおよび旅館と保養施設契約をしています。

助成(年度内1回):大人2,000円 小人1,000円

※保養施設の一覧表は保険年金課にあるほか、市ホームページに掲載しています。



## 後期高齢者医療制度

保険年金課 **TEL 463-1928**

75歳以上の方(生活保護を受けている方を除く)と65~74歳で一定の障害の状態にある方(本人の申請により、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方)が加入する医療保険制度です。制度の運営は、埼玉県内の全市町村が加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合が行い、市町村は各種申請の受け付けなどの窓口業務を担当します。

### ▶埼玉県後期高齢者医療広域連合が行うこと

被保険者の認定、保険証の交付、保険料の決定、医療の給付など制度の運営を行います。

### ▶朝霞市が行うこと

保険証の引き渡し、保険料の徴収、申請や届け出の受け付けなどの窓口業務を行います。

## 被保険者証(保険証)

被保険者には、保険証が1人1枚交付されます。医療機関にかかるときは、必ず提示してください。

窓口では、かかった医療費の一部[1・2・3割(現役並みの所得のある方)]を負担していただきます。

## 保険料

保険料は被保険者一人ひとりに納めていただきます。保険料の納付方法は、年額18万円以上の年金を受け取っている方は、原則として特別徴収(年金から天引き)となります。

年金額が年額18万円未満の方や後期高齢者医療保険料と介護保険料の1回(期)当たりの特別徴収の合計額が、介護保険料を特別徴収されている1回当たりの年金額の2分の1を超える方は、普通徴収(納付書または口座振替)となります。

※特別徴収の方でも、申し出により口座振替へ変更できます。

## 療養の給付等

病気やけがをしたときの療養の給付のほか、療養費、高額療養費、葬祭費などの支給があります。

## 健康診査・人間ドック検診

生活習慣病の予防や疾病の早期発見のために健康診査(無料)・人間ドック検診(有料)を実施しています。

※健康診査および人間ドック検診の受診については、どちらか一方になります(年度内1回限り)。

## 保養施設

健康の保持増進を図る目的から埼玉県国民健康保険団体連合会を通じ、ホテルおよび旅館と保養施設契約をしています。

助成(年度内1回):2,000円

※保養施設の一覧表は保険年金課にあるほか、市ホームページに掲載しています。

## 国民年金

保険年金課 **TEL 463-0284**

## 資格

### ▶被保険者

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が国民年金に加入します。

### ▶国民年金の被保険者(3種類)

#### ①第1号被保険者

日本国内に住所のある自営業・学生などで20歳以上60歳未満の人(第2号被保険者および第3号被保険者以外の人)

#### ②第2号被保険者

厚生年金・共済組合に加入している人

#### ③第3号被保険者

第2号被保険者の配偶者で第2号被保険者の収入により生計を維持する20歳以上60歳未満の人



## ▶任意加入被保険者

次のいずれかに該当する人は、申し出により被保険者として加入することができます(第2号被保険者および第3号被保険者以外の人)。

- ①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- ②外国に居住し日本国籍を有する20歳以上65歳未満の人
- ③昭和40年4月1日以前に生まれ、65歳までに老齢基礎年金受給資格を満たせない人で、日本国内に住所のある65歳以上70歳未満の人または外国に居住し日本国籍を有する65歳以上70歳未満の人(特例任意加入)

## 保険料

日本年金機構から送付される納付書により納める「納付書(現金)払い」、「口座振替での納付」、インターネットなどから納める「電子納付」、「クレジットカードでの納付」、「スマートフォンアプリでの納付」があります。

### ▶保険料額

定額保険料 月額 16,520円(令和5年度)

付加保険料 月額 400円

(納めると老齢基礎年金に付加年金が加算されます)

### ▶法定免除

障害年金・生活扶助を受けているときや、厚生労働省令で定める施設に入所しているときには、届け出をすることで保険料が免除になります。

### ▶申請免除

被保険者本人、配偶者および世帯主のいずれもの所得が政令で定める金額以下のときには、申請し承認を受けると保険料が免除になります。

特例免除:天災や失業により納付が著しく困難と認められる場合は免除が認められる場合があります。

全額免除:保険料の全額が免除されます。

4分の3免除:保険料の4分の1を納付すると、残りの4分の3が免除されます。

半額納付:保険料の半額を納付すると、残りの半額が免除されます。

4分の1免除:保険料の4分の3を納付すると、残りの4分の1が免除されます。

### ▶学生納付特例

政令で定める学校の学生本人の所得が一定額以下のときには、申請し承認を受けると保険料の納付が猶予になります。

### ▶納付猶予(50歳未満)

被保険者本人および配偶者の所得が政令で定める金額以下のときには、申請し承認を受けると保険料の納付が猶予になります。

### ▶産前産後免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は3か月前からの6か月間)の保険料が申し出により免除されます。

出産日が平成31年2月1日以降の方の、4月分以降の保険料が対象です。

## 給付

老齢になったとき、障害が残ったとき、死亡したときなどに生活を守るために、国民年金では、一定の資格を満たした人に老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金が支給されます。

なお、老齢基礎年金等を受給するためには、ご自身で請求する必要があります。請求には戸籍謄本等の書類が必要ですので、保険年金課国民年金係(TEL 463-0284)にご確認ください。

### ▶老齢基礎年金

受給資格期間の合計が10年以上ある人に、65歳から支給される年金です。

#### 年金額

未納や免除期間がある場合はその分だけ減額になります。

#### 老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げ支給

老齢基礎年金の支給開始は65歳ですが、60~64歳の希望する年齢から減額された年金を受け取ることができます。また、66~75歳の間に受給開始を遅らせ、増額された年金を受け取ることもできます。

### ▶障害基礎年金

国民年金加入中または加入期間後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住所があるときに初診日のある病気・けがで法に定められている障害の状態になった場合に支給されます。ただし、保険料納付要件を満たさなければ支給されません。

### ▶遺族基礎年金

国民年金加入中または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡したとき、その人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。ただし、保険料納付要件を満たさなければ支給されません。

### ▶寡婦年金

第1号被保険者として、保険料を納めた期間と免除を受けた期間を合わせて10年以上ある夫が年金を受けずに亡くなったとき、妻(夫によって生計を維持され、婚姻期間が10年以上)に60歳から65歳になるまで支給されます。

### ▶死亡一時金

第1号被保険者として、保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに亡くなり、配偶者や子が遺族基礎年金を受けられない場合に一定の遺族に支給されます。

※寡婦年金と死亡一時金はいずれかの選択受給となります。

### ▶外国人のための脱退一時金

保険料を6か月以上納めた外国人が老齢年金の受給資格を満たさず帰国したとき支給されます。

## 税金

- 課税課(市民税:特別徴収・法人) **TEL 463-2852**  
 課税課(市民税:普通徴収) **TEL 463-2853**  
 課税課(固定資産税・都市計画税) **TEL 463-2875**  
 課税課(軽自動車税・市たばこ税) **TEL 463-2851**

### 個人の住民税

個人の住民税(市民税・県民税)は、毎年1月1日現在の住所地で課税されます。一定額以上の所得がある方に均等の税額を負担していただく「均等割」と、前年の所得に応じて負担していただく「所得割」の合計額が納める税額になります。また、令和6年度からは「均等割」の一部が国税の「森林環境税」へ切り替わります。

### 納税方法

#### ▶普通徴収

普通徴収とは、納税通知書によって市役所から納税者に税額が通知される方法で、個人で年4回(6・8・10月、翌年1月)に分けて直接金融機関等で納めていただきます。

#### ▶特別徴収

特別徴収とは、市民税・県民税を給与の支払者を通じて納めていただく方法で、6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給与から差し引かれます。

なお、ボーナスからは差し引かれません。

#### ▶公的年金などの特別徴収

65歳以上の方の公的年金などに係る市民税・県民税は、受給される年金から差し引かれます。

### 法人の市民税

市内に事務所や事業所を有する法人等には、「均等割」と「法人税割」が課税されます。

申告納付は、事業年度終了後2か月以内にしていただきます。また、前期の法人税額が20万円を超える法人等については、翌期の事業年度の中途中において、中間(予定)申告納付をしていただくことになります。

### 固定資産税

毎年賦課期日(1月1日)現在、市内に所在する土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

税率…1.4%

土地…土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

家屋…建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

償却資産…償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

### 都市計画税

都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税で、毎年賦課期日(1月1日)現在、市街化区域内に土地、家屋を所有している方に課税されます。

税率…0.2%

### 軽自動車税

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車を所有している方に課税されます。

新たに所有した場合、住所変更や申告事項に異動があった場合は15日以内に、また、譲渡や廃車をした場合は30日以内に申告してください。

### 市たばこ税

たばこの代金には、市の貴重な財源となる市たばこ税が含まれています。

### 税の証明

証明書の種類	窓口	手数料
課税所得証明、非課税証明、営業証明、固定資産課税台帳登録証明、公租証明、評価証明、無資産証明	課税課	200円
納税証明	収納課	200円

※本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証など(公的機関が発行した証明書類)が必要です。代理人が申請する場合は、委任状または代理人選任届が必要です。

※委任者が法人の場合は、代表者印の押印のある委任状が必要です。

### 税の納期

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	市民税・県民税			1期		2期		3期		4期			
市税	固定資産税 都市計画税	1期		2期						3期		4期	
	軽自動車税 (種別割)	全期											
	国民健康 保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		

### 税を納めるには

#### ▶納付場所

市税は、市役所、内閣木支所、各出張所のほか、納付書に記載された市の取扱金融機関の窓口またはコンビニエンスストアなどで納めることができます。

#### ▶納付書を紛失したら

**収納課 TEL 463-2023**

納付書を紛失したときは、収納課窓口で再交付を受けてください。電話による再交付も受け付けます。

#### ▶納税は便利な口座振替で

**収納課 TEL 463-2040**

口座振替は、市税を市の取扱金融機関の預金口座から自動振替する方法です。この制度を利用すれば税金を窓口に持参する必要もなく、納め忘れもなくなります。納税は便利で確実な口座振替をぜひご利用ください。口座振替を希望する方は、納税通知書、預金通帳および通帳印を持参のうえ、市の取扱金融機関で手続きをしてください。

また、キャッシュカードで簡単に手続きできる「ペイジー口座振替受付サービス」もご利用ください(一部受け付けできないキャッシュカードもあります)。



# 子育て・教育

## 妊娠期の健康

### 母子健康手帳

#### 子育て世代包括支援センター TEL 451-0155

妊娠がわかったら、妊娠の届け出をしましょう。妊娠の経過やお子さんの成長などを記録する「母子健康手帳」を交付します。

### 妊娠婦健康診査 健康づくり課 TEL 465-8611

妊娠中や産後の健康を保つため、妊娠婦健康診査費用の一部を公費助成します。妊娠届出書提出時にお渡しする助成券を委託医療機関および助産所に提出してお受けください。委託医療機関以外で受けた場合は、補助金申請により健診費用の一部を助成します。また、転入された方は、子育て世代包括支援センター窓口で、前住所地の助成券を朝霞市の助成券と交換してご使用ください。

## 乳幼児期の健康

### 新生児聴覚スクリーニング検査

#### 健康づくり課 TEL 465-8611

新生児の聴覚に問題がないかを早期に確認するため、検査費用の一部を公費助成します。妊娠届出書提出時にお渡しする助成券を、委託医療機関および助産所に提出してお受けください。委託医療機関以外で受けた場合には、補助金申請により検査費用の一部を助成します。

※委託医療機関は市ホームページでご確認ください。



### お誕生訪問

#### 子育て世代包括支援センター TEL 451-0155

赤ちゃんが産まれたら、出生連絡票をお送りください。助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんの発育発達の確認や育児全般の相談に応じます。

### 乳幼児健康診査 健康づくり課 TEL 465-8611

市では、4か月児・10か月児・1歳7か月児・3歳4か月児を対象に乳幼児健診を無料で行っています。該当するお子さんには、健診前月末までに、個別通知します。転入された方は、健康づくり課へご連絡ください。

### 5歳児歯科健康診査 健康づくり課 TEL 465-8611

#### 対象者

健診日に住民登録があり、当該年度で5歳になる幼児

※対象の幼児(基準日に住民登録のある方)には、8月中に個別通知します。

#### 実施期間 9月1日～11月30日

#### 相談

#### 健康づくり課 TEL 465-8611

育児、お子さんの心身の発育発達、家族の健康などに関する相談は、隨時、電話・来所・訪問でお受けしています。お気軽にご連絡ください。

#### 相談日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

## ASAKA CITY photo gallery



子育て世代包括支援センター

## 子育て支援センター

子育てに関する相談や情報提供、交流の場として、相談室、プレイルームに楽しい遊具や絵本などをそろえています。

名称	所在地	電話番号	開所時間	休所日
さくら子育て支援センター 「さくらっこ」	大字溝沼435-1 (さくら保育園内)	TEL 469-7065	月～土曜日 午前9時～正午、 午後1時～5時	日曜日、祝日、年末年始
きたはら子育て支援センター 「げんきっこ」	北原2-8-11 (きたはら児童館内)	TEL 476-8686	月～木曜日、土・日曜日 午前9時30分～正午、 午後1時～5時30分	金曜日、祝日(5月5日を除く)、年末年始、5月6日
子育て支援センター 「ときわ」	宮戸3-10-45 (大山保育園内)	TEL 090-2769-6737	月～金曜日 午前9時30分～正午、 午後1時～4時30分	土・日曜日、祝日、年末年始
子育て支援センター 「くれよん」	田島2-4-11 (朝霞しらこばと保育園内)	TEL 456-1101	月～金曜日 午前9時30分～正午、 午後1時～4時	土・日曜日、祝日、年末年始
子育て支援センター 「めだか」	溝沼2-10-24 (滝の根保育園内)	TEL 464-1255	月～金曜日 午前9時30分～正午、 午後1時～4時	土・日曜日、祝日、年末年始
子育て支援センター 「ちきんえっぐ」	大字浜崎69-1 (朝霞どろんこ保育園内)	TEL 474-6137	月～土曜日 午前10時～午後4時	日曜日、祝日、年末年始
子育て支援センター 「さくらんぼ」	仲町2-4-31 (仲町保育園内)	TEL 450-7708	月～土曜日 午前9時～正午、 午後1時～5時	日曜日、祝日、年末年始
子育て支援センター 「おもちゃ図書館なかよしばく」	朝志ヶ丘1-4-2	TEL 474-7316	月～金曜日 午前10時～午後0時30分、 午後1時～4時	土・日曜日、祝日、年末年始 ※月に1回土曜日も開所します。 (振替休館日があります)

### 子育て電話相談

夜泣きがひどい、おむつがとれないなど、子育てに悩みがある方が、気軽に電話で相談できます。

相談日時 月～土曜日 午前9時～午後5時

相談専用電話 TEL 467-4152(さくら子育て支援センター)

### column 子育て支援センターだよりを発行しています!

各子育て支援センターでは、イベント情報やお知らせなどを掲載した「子育て支援センターだより」を、毎月発行しています。

子育て支援センターだよりは、市ホームページに掲載しているほか、各公共施設でも配布しています。



〈広告〉

## 牧田産婦人科医院

日本産科婦人科学会認定 産婦人科専門医 院長 牧田和也

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～12:00 受付時間 11:45まで	/	●	●	●	●	●	/
14:00～17:00 受付時間 16:45まで	/	●	/	● 注	●	/	/

注)第3木曜午後休診

東武東上線志木駅南口 ないし JR武蔵野線新座駅南口より  
(旭が丘)団地経由清瀬駅北口行きバスで、団地センターや下車

新座市あたご3丁目3番17号 P有り

☎048-478-1151 (牧田産婦人科) 検索



## 予防接種

健康づくり課 TEL 465-8611

市では、予防接種法に基づく定期予防接種を実施しています。

※予防接種を受ける際の注意事項は、冊子『予防接種と子どもの健康』をお読みください。

### 乳幼児の定期予防接種(無料)

予防接種の種類	対象年齢	接種方法・回数	接種場所	お知らせ方法
B型肝炎	生後1歳に至るまで	1回目・2回目:27日以上の間隔をおいて接種 3回目:1回目の接種から139日以上の間隔をおいて1回接種		
ヒブ	生後2か月～	接種開始月齢によって接種回数が異なります。		
小児用肺炎球菌	5歳に至るまで	最大4回接種		
四種混合(DPT-IPV) (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)	生後2か月～ 7歳6か月に至るまで	【初回:3回】 20～56日(3～8週)の間隔をおいて3回接種 【追加:1回】 初回3回接種終了後1年～1年半の間に1回接種	市協定医療機関に直接予約のうえ、接種を受けてください。 ※志木市・和光市・新座市および埼玉県内の協定医療機関で接種を希望される場合には、健康づくり課へお問い合わせください。	対象者には個別通知します。転入された方は、健康づくり課へご連絡ください。
BCG(結核)	1歳に至るまで	1回接種		
水痘(みずぼうそう)	1歳～3歳に至るまで	1回目接種後、6か月～1年の間隔をおいて2回目を接種		
麻しん風しん混合(MR)	第1期:1歳～2歳に至るまで 第2期:保育園・幼稚園等の年長児	各1回接種		
日本脳炎(第1期)	生後6か月～ 7歳6か月に至るまで	【初回:2回】 6～28日の間隔をおいて2回接種 【追加:1回】 初回2回接種終了後、約1年後に1回接種		

※予防接種法等の改正により、予防接種の種類、対象年齢、接種方法などに変更が生じることがあります。

※予防接種時の持ち物:母子健康手帳、予診票

### 小学生以上の定期予防接種(無料)

予防接種の種類	対象年齢	接種回数	接種場所	お知らせ方法
日本脳炎(第2期)	9歳～13歳未満	1回		
二種混合(DT) (ジフテリア・破傷風)	11歳～13歳未満	1回	市協定医療機関に直接予約のうえ、接種を受けてください。 ※志木市・和光市・新座市および埼玉県内の協定医療機関で接種を希望される場合には、健康づくり課へお問い合わせください。	対象者には個別通知します。転入された方は、健康づくり課へご連絡ください。
子宮頸がん予防 (HPV)	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子	3回		

※予防接種法などの改正により、対象年齢、接種方法などに変更が生じることがあります。

〈広告〉



**志木駅徒歩2分! 提携駐車場あり。**

各種予防接種 赤ちゃんの耳そうじ 離乳食前のアレルギー検査

急な発熱 キッズスペース 子供用トイレあり 土曜日も19時まで

**医療法人蛇牛会**  
**江原耳鼻咽喉科・アレルギー科(ネット予約あり)**





## 幼稚園

保育課 TEL 463-6720

### 幼稚園の入園

市内には私立幼稚園が8園あります。募集については各幼稚園へお問い合わせください。

#### ▶市内幼稚園一覧

名称	所在地	電話番号
朝霞幼稚園	幸町3-5-16	TEL 463-7915
菩提樹の森幼稚園	膝折町1-16-17	TEL 461-0240
さいか幼稚園	西弁財1-6-17	TEL 461-6039
あさか台幼稚園	根岸台7-2-6	TEL 461-6753
根岸幼稚園	根岸台4-8-38	TEL 461-7112
朝霞花の木幼稚園	田島1-12-1	TEL 456-0055
朝霞なかよし幼稚園	北原2-7-16	TEL 472-5739
朝霞たちばな幼稚園	宮戸3-7-1	TEL 473-8787

### 幼児教育・保育の無償化

3歳以上の児童と、市民税非課税世帯の0～2歳児は、幼児教育・保育の無償化により、保育料等が無償になります。無償化の給付を受けるには、市から「認定」を受ける必要があります。保育園等や認定こども園(保育利用)を利用する場合は、無償化の手続きは不要ですが、私立幼稚園に入園する場合は手続きが必要です。申請書は幼稚園を通して配布します。



〈広告〉

## 保育園等

保育課 TEL 463-2836

### 保育園等の入所

市内には、市立12園、法人立35園の保育園(分園を含む)、25か所の地域型保育施設および2か所の認定こども園があります。入所要件は保護者が次のいずれかに該当する場合です。

- ①常時仕事をしている場合
  - ②出産前後で、子どもを保育できない場合
  - ③病気・負傷または心身に障害があるため子どもの保育ができない場合
  - ④病人や心身障害の親族等がいるため、常時、その人の介護または看護をしなければならない場合
  - ⑤震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている場合
  - ⑥求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合
  - ⑦常時就学または職業訓練を受けている場合
  - ⑧虐待やDVのおそれがある場合
  - ⑨育児休業取得時に、既に保育園等を利用しておられ、継続利用が必要である場合
  - ⑩その他市長が認める上記に類する状態にあるため、子どもの保育ができない場合
- ※常時とは、保育の必要な理由に要する時間が、月64時間以上あることをいいます。

### 一時保育

保護者の就労や病気、出産などの理由により、一時的に家庭で子どもを保育することができない場合に、保育園でお預かりします。リフレッシュを理由とした利用もできます。

場所	東朝霞保育園、さくら保育園
利用料	3歳児未満 1日2,100円 3歳児以上 1日2,035円(主食代35円含む)
対象	市内に住所があり、保育園等に入園していない満1歳から就学前までの健康で集団保育が可能な児童

※生活保護世帯および前年度市民税非課税世帯等については無料。ただし主食代は徴収します。

※民営の仲町保育園でも一時保育を実施しています。詳しくは仲町保育園にお問い合わせください。

## 休日保育

朝霞市内に住所があり、かつ休日等に保護者の就労などで保育を必要とする事由に該当する、生後8か月以上ですでに認可保育園および小規模保育施設に在園している健康で集団保育が可能な児童に、仲町保育園で休日保育を実施しています。

**利用料** 3歳児未満 1日2,100円

3歳児以上 1日 260円(主食代35円含む)

※生活保護世帯および前年度市民税非課税世帯等については無料。ただし主食代は徴収します。

## ▶保育園一覧

名称	所在地	電話番号
浜崎保育園	大字浜崎662-1	<b>TEL 471-0394</b>
東朝霞保育園	根岸台1-5-27	<b>TEL 461-6011</b>
溝沼保育園	溝沼7-13-11	<b>TEL 463-7165</b>
本町保育園	本町1-20-4	<b>TEL 464-3750</b>
根岸台保育園	根岸台8-2-41	<b>TEL 464-8710</b>
北朝霞保育園(本園)	朝志ヶ丘1-3-26	<b>TEL 474-2530</b>
北朝霞保育園(分園)	朝志ヶ丘1-5-40	<b>TEL 486-5774</b>
栄町保育園	栄町1-5-43	<b>TEL 465-3811</b>
泉水保育園	泉水2-12-11	<b>TEL 465-9625</b>
さくら保育園	大字溝沼435-1	<b>TEL 469-7061</b>
宮戸保育園	宮戸4-6-2	<b>TEL 486-5562</b>
仲町保育園	仲町2-4-31	<b>TEL 450-7707</b>
大山保育園	宮戸3-10-45	<b>TEL 473-6713</b>
朝霞しらこばと保育園	田島2-4-11	<b>TEL 456-1100</b>
滝の根保育園	溝沼2-10-24	<b>TEL 463-5503</b>
あさかたんぽぽ保育園(本園)	栄町5-1-30	<b>TEL 467-5191</b>
あさかたんぽぽ保育園(分園)	本町2-10-4	<b>TEL 487-8545</b>
さわらび保育園	本町1-8-26	<b>TEL 461-5200</b>
朝霞どろんこ保育園	大字浜崎69-1	<b>TEL 474-6137</b>
ゆりの木保育園	膝折町1-6-29	<b>TEL 450-8600</b>
太陽と大地のこども保育園	大字岡44-1	<b>TEL 483-5334</b>
朝霞ゆりかご保育園	西弁財1-1-2	<b>TEL 466-1205</b>
いずみばし保育園	大字溝沼863-1	<b>TEL 487-7223</b>
ひまわり保育園	根岸台2-2-6	<b>TEL 487-8686</b>
朝霞ひだまりの森保育園	栄町4-4-8	<b>TEL 423-4492</b>
三原どろんこ保育園	三原3-23-2	<b>TEL 486-7470</b>
仲町どろんこ保育園	仲町2-9-48	<b>TEL 450-3001</b>
メリーグローブ保育園	青葉台1-3-15	<b>TEL 465-5345</b>
メリーグローブ保育園	リブリ青葉1階	
メリーグローブ保育園	東弁財1-4-7	<b>TEL 487-4108</b>
メリーグローブ保育園	ルパンビル1階	
メリーグローブ保育園	西原2-4-17	<b>TEL 472-2645</b>
メリーグローブ保育園	GEMINIビル1階	
駅前おれんじベビー保育園	仲町2-2-38	<b>TEL 424-5739</b>
駅前おれんじベビー保育園	アウステル101	
仲町エンゼル保育園	仲町2-1-21	<b>TEL 485-8122</b>
仲町エンゼル保育園	ブリランテ1階・2階	
白百合園	大字根岸257-1	<b>TEL 461-8177</b>
朝霞にじいろ保育園	本町2-4-44	<b>TEL 462-2216</b>
つくし保育園	溝沼7-9-10	<b>TEL 487-8851</b>
北原保育園	北原2-10-25	<b>TEL 485-1197</b>
おれんじゆめ保育園	根岸台5-15-18	<b>TEL 424-3738</b>
あさかだいアンジュ保育園	西原1-2-45	<b>TEL 485-8028</b>
メリーグローブ保育園	西原1-3-31	<b>TEL 471-4980</b>
メリーグローブ保育園	タウン・ピア西原1F2号室	
保育園元気キッズ	岡2-10-10	<b>TEL 450-6115</b>
第二朝霞岡園		



名称	所在地	電話番号
かで保育園	東弁財3-19-7	<b>TEL 458-8709</b>
メリーグローブ保育園	仲町1-1-27	<b>TEL 465-4995</b>
朝霞東口ルーム	三原3-26-11	<b>TEL 474-5668</b>
みはら保育園	根岸台5-2-18	<b>TEL 487-7955</b>
保育園元気キッズ	根岸台3-19-5	<b>TEL 486-9546</b>
第二あさかだいアンジュ保育園	ハイムスイート朝霞1階	
けやき保育園	本町2-4-12	<b>TEL 487-7822</b>
よつばゆりかご保育園	西弁財1-7-11	<b>TEL 423-6578</b>

## ▶認定こども園一覧

名称	所在地	電話番号
第二あさかだいアンジュ保育園	大字溝沼1336-4	<b>TEL 423-8631</b>
あさしがおかアンジュ保育園	朝志ヶ丘3-7-47	<b>TEL 473-8650</b>

## ▶小規模保育施設一覧

名称	所在地	電話番号
めぐみ保育室	根岸台6-5-9	<b>TEL 465-6707</b>
さくらんぼ保育室	本町1-15-29	<b>TEL 463-3965</b>
しらとり保育室	根岸台6-1-17-9	<b>TEL 451-4630</b>
さつき保育園	本町2-4-25 T-BLD朝霞ビル1階	<b>TEL 465-5005</b>
エルアンジュ	西弁財1-10-25 保第一ビル101号	<b>TEL 486-6463</b>
保育ルーム	本町2-21-2 シンメイ 朝霞第3 1F	<b>TEL 461-7747</b>
フェリーチェ朝霞園	仲町1-6-22	<b>TEL 487-8173</b>
ちゅうりっぷ園仲町	本町3-3-70 アイエスティー1階	<b>TEL 465-4940</b>
朝霞本町エンゼル保育室	本町1-8-7 綿谷ビル1階	<b>TEL 458-3607</b>
チアアンジュ	西原2-14-23 フジサワホームビル1階	<b>TEL 458-0702</b>
幸町しらとり保育室	幸町2-15-50	<b>TEL 423-6807</b>
朝霞台エンゼル保育室	東弁財1-3-17 サクセスビル1階A号	<b>TEL 458-0533</b>
保育園元気キッズ 朝霞岡園	岡1-15-2	<b>TEL 451-5225</b>
さつき第二保育園	本町2-6-9 LIVEMAX1階	<b>TEL 469-5987</b>
愛育園	大字根岸257-1 (白百合園)	<b>TEL 461-8177</b>
どれみキッズハウス	大字溝沼432-1	<b>TEL 451-1003</b>
三原エンゼル保育室	三原3-26-8	<b>TEL 424-8541</b>
保育園元気キッズ 朝霞根岸台園	根岸台5-3-52	<b>TEL 451-5500</b>
朝霞たちはな保育室 朝霞台	西弁財1-16-23	<b>TEL 471-0333</b>
Jキッズガーデン朝霞	栄町5-9-28 自衛隊 朝霞宿舎B棟1階	<b>TEL 424-5411</b>
西弁財エンゼル保育室	西弁財2-2-7	<b>TEL 424-3130</b>
保育園元気キッズ あさかだいアンジュ保育園	根岸台3-16-17	<b>TEL 423-8352</b>
たちはな保育室 朝霞本町	本町2-6-29	<b>TEL 424-5300</b>
たちはな保育室 北朝霞	西原2-2-3	<b>TEL 471-0330</b>
ちゅうりっぷ園本町	本町1-18-32	<b>TEL 485-1367</b>

## 家庭保育室の保育料を補助

市と指定契約を結んでいる家庭保育室に入室している0歳児(生後8週間以上)から2歳の要件を満たした児童の保護者に、月極保育料の一部を補助します。なお、市内の家庭保育室については、一時保育料の一部も補助しています。

### 病児保育 病児保育室たまご **TEL 080-3429-1171**

お子さんが、風邪などの軽い病気または病気回復期のため集団生活が困難で、保護者の勤務の都合等により家庭で保育ができないときに、保育士・看護師が一時的にお預かり(保育・看護)します。

**場所** 病児保育室たまご(溝沼7-6-26)

**対象**

- ・生後6か月～小学3年生(市内在住の方優先)
- ・当面の症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから集団保育が困難で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育が困難であること
- ・医師の判断により「病児保育利用連絡書」が発行されていること

※利用日の初日、当日または前日に発行されたものに限る。

**利用日** 月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

**保育時間** 午前8時30分～午後6時(時間厳守)

※電話受付は平日の午前8時～午後5時

**定員** 1日原則5人

※病状や感染症の状況により、お預かりできない場合があります。

**利用料** 1日2,000円

※生活保護世帯および市民税非課税世帯は無料

**利用期間** 1回原則連続した3日間まで

※利用中に病状が悪化し、継続保育が困難なときは、お迎えまたは受診していただく場合があります。

## 放課後児童クラブ

**保育課 **TEL 463-6720****

**朝霞市社会福祉協議会 **TEL 486-2487****

### 放課後児童クラブへの入所

共働きなどの留守家庭の小学1～6年生の児童を対象にお預かりしています。

#### ▶放課後児童クラブ一覧

公立クラブ: **→P.90**をご確認ください。

民間クラブ: 次の一覧をご確認ください。

名称	所在地	電話番号
本町アンジュクラブ	本町1-32-18	<b>TEL 423-2695</b>
たまみずきっす栄町	栄町4-6-5	<b>TEL 423-8806</b>
あさかだい アンジュクラブ	西原1-2-45シャン ボール朝霞台4F	<b>TEL 485-8038</b>
さつき放課後児童クラブ	本町2-4-25T-BLD 朝霞ビル2F	<b>TEL 423-5239</b>
キッズクラブさいか本町	本町1-29-44	<b>TEL 424-4389</b>

名称	所在地	電話番号
東弁財ぞうさん放課後 児童クラブ	東弁財3-13-6 ガーデンサラス1F	<b>TEL 090-3725-3221</b>
キッズクラブさいか本町 あおぞら・つばさ	本町3-4-6	<b>TEL 458-3554</b>
たまみずきっす溝沼	溝沼5-17-1	<b>TEL 424-7355</b>
キッズクラブあさか浜崎	浜崎4-1-58	<b>TEL 487-8181</b>
GENKIKIDS CANVAS (元気キッズキャンバス)	仲町2-2-38 アウステル2F	<b>TEL 486-9967</b>
キッズクラブ さいか本町けやき	本町2-7-28 ミュージション 朝霞本町1F	<b>TEL 485-8299</b>
西弁財ぞうさん放課後 児童クラブ	西弁財1-3-6 西弁財ビル1F	<b>TEL 080-9355-7380</b>

※通学区域によって利用できるクラブが異なります。詳細は、各民間クラブへお問い合わせください。

### ランドセル来館事業 こども未来課 **TEL 463-2930**

放課後児童クラブの入所を申請し、定員超過により保留となった小学3～6年生の児童に、学校のある日に小学校から児童館へ直接来館することができる事業を実施しています。

**場所** 市内の児童館

**利用日** 小学校の登校日の月～金曜日

※児童館の休館日と学校の長期休業(夏休み、冬休み、春休み)は除きます。

**利用時間** 児童館の開館時間内(午後5時30分まで)

**利用料** 無料

**利用方法** 登録をする児童館の職員と面談後、申請となります。事前に各児童館へお問い合わせください。

**→P.52**参照

〈広告〉

発達が気になるお子さまをサポートする  
児童発達支援・放課後等デイサービス **ハビー**

**全国** 児童発達支援 52 教室  
放課後等デイサービス 27 教室  
(2023年10月現在 仮オープン含む)

ハビーってどんなことをするところ?

発達障害や発達の遅れや偏りが気になる乳児期・学齢期のお子さまに、ひとりひとりに合った療育、学習支援、コミュニケーション支援などのプログラムをご提案し個別または集団での指導を行っています。

**habii**  
朝霞台教室

見学・体験受付中!

埼玉県朝霞市浜崎 1-3-6  
ル・クール 3階 301号室

**048-487-7612**  
平日 10:30～19:30  
土日祝 9:00～18:00 (年末年始除く) ↑サイト



## 教育

教育管理課 **TEL 463-0793**

▶小・中学校一覧 →P.90参照

### 小学校の入学

教育管理課 **TEL 463-0793**

新入学児童のいる家庭に、小学校入学前の1月ごろ「入学通知書」を郵送します。入学通知書を受け取ったのちに住所の異動がある場合や、国立、私立小学校に入学される場合は、教育管理課にご連絡ください。

### 転入・転出・転居

教育管理課 **TEL 463-0793**

#### ▶転入のとき

総合窓口課で転入手続きをした場合は総合窓口課で、内間木支所または各出張所で転入手続きをした場合は教育管理課で入学の手続きを行ってください。その際に、前在学校からの必要書類(注1)を持参してください。

#### ▶転出のとき

総合窓口課で転出手続きをした場合は総合窓口課で、内間木支所または各出張所で転出手続きをした場合は教育管理課で転学証明書の発行を受け、在学している学校に提出し、必要書類(注1)の交付を受けてから転出先の市区町村へ持参してください。

#### ▶市内転居のとき

①学校が変わらない場合

総合窓口課、内間木支所または各出張所で住所変更(転居)の手続きをしてください(教育管理課での手続きは不要です)。

②学校が変わること

総合窓口課で住所変更(転居)の手続きをした場合は総合窓口課で、内間木支所または各出張所で住所変更(転居)の手続きをした場合は教育管理課で転入学の手続きをしてください。

(注1)必要書類…①在学証明書 ②教科用図書給与証明書



教育費でお困りの方に 教育管理課 **TEL 463-0793**

#### ▶義務教育にかかる費用でお困りの方に

経済的な理由から、公立小・中学校の就学にかかる費用(学校給食費・学用品費・修学旅行費・校外活動費・林間学校費など)の負担が困難な保護者に、費用の一部を援助します(所得要件等あり)。

※詳しくは、学校または教育管理課へご相談ください。

#### ▶入学準備金でお困りの方に

①小・中学校、義務教育学校に入学するお子さんの保護者で、学用品などの資金調達にお困りの方に、審査のうえで資金をお貸します。

**貸付額** 5万円、7万円、10万円のいずれかから必要とする金額

②高校、大学への入学を希望するお子さんの保護者で入学準備金にお困りの方に、審査のうえで資金をお貸します。

**貸付額** 公立高校20万円以内、私立高校45万円以内、大学70万円以内で必要とする金額

※詳しくは、教育管理課にお問い合わせください。

#### ▶学資金でお困りの方に

高校(高等専門学校)、大学(短大・専修学校の専門課程を含む)に入学を許可された方または在学している方で、経済的理由により、修学困難な生徒および学生に对して、審査のうえで奨学金をお貸します。

**貸付額** 高校(月額)10,000円、大学(月額)20,000円

※詳しくは、教育管理課にお問い合わせください。

**特別支援教育** 教育指導課 **TEL 463-2884**

県立の特別支援学校や小・中学校の特別支援学級で障害に応じた教育を受けることができますのでご相談ください。

#### ▶特別支援学校一覧

名称	所在地	電話番号
県立和光特別支援学校	和光市広沢4-3	<b>TEL 048-465-9770</b>
県立和光南特別支援学校	和光市広沢4-5	<b>TEL 048-465-9780</b>
県立特別支援学校 塙保己一学園	川越市笠幡85-1	<b>TEL 049-231-2121</b>
県立特別支援学校 坂戸ろう学園	坂戸市鎌倉町14-1	<b>TEL 049-281-0174</b>
県立けやき特別支援学校	さいたま市 中央区新都心1-2	<b>TEL 048-601-5531</b>



高校受験専門の集団塾

中学受験しない小学生と中学生  
の無料体験授業・入塾随時受付

朝霞市本町3-1-51角田ビル3F  
朝霞駅南口ロータリー

**048-465-7020**



## 教育相談

朝霞市子ども相談室 浜崎3-6-24 **TEL 471-8080**  
**TEL 487-1234**

教育相談員が、保護者や児童生徒からの悩みに応じて、親切な相談相手になります。

**相談方法** 電話または直接お越しのうえ、ご相談ください  
(お越しの際は、事前にお電話ください)。  
※メールでも受け付けています。  
e-mail:a.kodomo@beach.ocn.ne.jp

**相談日時** 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

**相談内容** 不登校・しつけ・非行・交友関係・いじめ等、学校・家庭生活での子どもの相談に応じます。

## 児童館

**開館時間** ①～⑤:午前9時30分～午後5時30分  
⑥:午前9時30分～午後8時(午後5時30分～8時は中高生専用の時間)

**施設内容** 遊戯室、ちびっこルーム、活動室、図書室など

### ▶児童館一覧

名称	所在地	電話番号	休館日
①きたはら児童館	北原2-8-11	<b>TEL 471-7140</b>	金曜日、祝日(5月5日を除く)、年末年始、5月6日
②はまさき児童館	大字浜崎51-1(はあとぴあ内)	<b>TEL 486-2477</b>	月曜日、祝日(5月5日を除く)、年末年始、5月7日
③みぞぬま児童館	溝沼7-13-11	<b>TEL 450-0858</b>	日曜日、祝日(5月5日を除く)、年末年始、5月8日
④ねぎしだい児童館	根岸台2-15-12	<b>TEL 450-1815</b>	月曜日、祝日(5月5日を除く)、年末年始、5月9日
⑤ひざおり児童館	膝折町1-7-40	<b>TEL 458-6969</b>	火曜日、祝日(5月5日を除く)、年末年始、5月6日
⑥ほんちょう児童館	本町2-3-22	<b>TEL 487-8582</b>	木曜日、祝日(5月5日を除く)、年末年始、5月7日

## 児童の幸せのために

### 児童手当

**こども未来課 TEL 463-2834**

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給されます。

#### 手当の額(月額、1人につき)

3歳未満および3歳～小学生(第3子以降)	15,000円
3歳～小学生(第1子、第2子)および中学生	10,000円
所得制限限度額以上の方	5,000円
所得上限限度額以上の方	支給なし

※出生順は、18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの間にいるお子さんの中で人数を数えます。

### 児童扶養手当

**こども未来課 TEL 463-2834**

ひとり親家庭または父母のいずれかに一定の障害がある家庭などで、18歳到達後最初の3月31日までの児童または20歳未満で一定の障害のある児童を養育している方に支給されます。ただし、所得制限があります。なお、受給にあたっては、事前にこども未来課へご相談ください。

#### 手当の額(全額支給の場合)

- ・児童1人の場合44,140円
- ・児童2人の場合54,560円
- ・児童3人以上の場合54,560円に1人につき6,250円を加算

※手当の額は年度により変動することがあり、また、所得に応じて手当の額が段階的に変わります。

## 母子および父子ならびに寡婦福祉資金

**こども未来課 TEL 463-2834**

県では、母子家庭・父子家庭・寡婦の方のために、必要な資金をお貸ししています。

#### 資金の種類

事業開始資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、事業継続資金、結婚資金

## ひとり親家庭児童就学支度金

**こども未来課 TEL 463-2834**

市では、小学校に次年度入学予定の児童を養育している母子家庭・父子家庭の方または父母のいない児童を養育している方などに、児童の入学準備に必要な経費の一部を助成しています。ただし、非課税世帯の方(生活保護受給者を除く)に限ります。

- ・新小学生1人につき 8,000円

## こども医療費

**こども未来課 TEL 463-2834**

お子さん(年齢制限あり)が医療機関にかかった場合、支払った保険診療費の一部を支給しています。

## ひとり親家庭等医療費

### こども未来課 TEL 463-2834

母子家庭、父子家庭などの方が医療機関にかかった場合、支払った保険診療費の一部を支給しています。ただし、所得制限があります。なお、受給にあたっては、事前にこども未来課へご相談ください。

## 子どもの学習支援事業

### こども未来課 TEL 463-2834

経済的な事情により、学習が進んでいないひとり親家庭の中高生とその保護者の方を対象に、学習教室における学習をはじめ、進学や子育てなどの相談や支援を行います。

## 自立支援教育訓練給付金

### こども未来課 TEL 463-2834

ひとり親家庭の父または母の能力開発を支援し、自立促進を図るため、指定する教育訓練講座を受講した場合、受講のために支払った費用の一部を助成しています。

ただし、受給要件がありますので、受給にあたっては、事前にこども未来課へご相談ください。

## 高等職業訓練促進給付金

### こども未来課 TEL 463-2834

ひとり親家庭の父または母が、看護師等の資格を取得するための養成機関で修業中の一定期間、受講期間中の生活の安定と資格取得を支援するため、高等職業訓練促進給付金を支給しています。

ただし、受給要件がありますので、受給にあたっては、事前にこども未来課へご相談ください。

## 児童についての相談 こども未来課 TEL 463-0364

子どもの養育、子どもが虐待を受けているのではないか、子どもの様子が気になるなどの相談やショートステイ、助産施設の利用などについて相談をお受けします。

相談日 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
(祝日、年末年始を除く)

相談方法 電話または窓口

※その他、児童虐待に関する相談先

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル **189** (いちはやく)
- ・埼玉県虐待通報ダイヤル (児童・障害者・高齢者虐待の共通ダイヤル) **#7171**

## 家庭児童相談室

### TEL 463-2231

子どもが成長していく過程でおこるさまざまな悩みや不安の相談を、家庭児童相談員がお受けします。保護者の方だけでなく、子ども自身からの相談もお受けします。

相談日 毎週月～金曜日 午前9時30分～午後5時  
(祝日、年末年始を除く)

相談方法 電話または窓口

※窓口の場合は、事前に電話で予約をお願いします。

## ひとり親家庭の方の相談

### こども未来課 TEL 463-2834

保護者の経済的自立に向けた給付や子どもの就学支度金、学習支援などの相談をお受けします。

相談日 每週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
(祝日、年末年始を除く)

相談方法 電話または窓口

## 青少年健全育成事業 こども未来課 TEL 463-2930

### ▶青少年健全育成ふれあい体験事業

青少年が家族や地域の方々とふれあい、絆を深める機会を提供するため、「親子ふれあいハイキング」を実施します。

### ▶青少年健全育成の集い

子どもたちの夢や希望、社会の出来事や青少年問題に対して自分ができると思うこと、身の回りや人と人とのつながりの中で感動した出来事などの作文を募集し、選考された作文を発表することで、家庭・学校・地域の相互理解と連携を深めます。

### ▶青少年健全育成啓発キャンペーン

朝霞駅・朝霞台駅・北朝霞駅駅頭において、啓発物などを配布し、青少年健全育成に対する市民意識の高揚を促します。

### ▶親子映画会

親子で楽しみ、語り合い、ふれあいの日を過ごす機会を提供するために映画会を実施します。

### ▶ふれあい標語の募集

人と人とのふれあいの大切さを標語にし、これを周知することによって青少年健全育成に対する意識を啓発します。

### ▶青少年育成関係団体への活動支援

朝霞市青少年育成市民会議、青少年相談員朝霞市協議会、朝霞市子ども会連合会の3団体に補助金を交付し、団体の活動を支援しています。

## ファミリー・サポート・センター TEL 483-4501

子育ての援助をしてほしい方(ファミリー会員)と子育ての手助けができる方(サポート会員)に会員になっていただき、センターが援助依頼内容や要望に合うサポート会員を紹介し、相互援助活動を行うことにより、子育て家庭を支援する有償のボランティア活動を行う会員組織です。

## 赤ちゃんの駅 こども未来課 TEL 463-2930

授乳やおむつ替えに対応できる設備を備えた施設を「赤ちゃんの駅」として登録しています。登録施設には、入口付近に「赤ちゃんの駅」ステッカーが貼ってありますので、外出時の授乳やおむつ替えの際には、ぜひお気軽にご利用ください。





# 高齢者福祉・介護

## 高齢者の方に

長寿はつらつ課 **463-1921**

### 高齢者福祉サービス

#### ▶配食サービス

みずから食事の支度をすることが困難で、他から食事の提供を受けられない高齢者等の方に、食事(昼食)を配達するとともに、安否確認を行います。

#### ▶徘徊(はいかい)高齢者等位置検索サービス

認知症により徘徊行動のある高齢者等を在宅で介護する家族の方に、位置検索端末機を貸与します。

#### ▶徘徊(はいかい)高齢者等見守りシールの配付

徘徊の見られる高齢者等の早期発見・保護を目的とし、靴などに貼付する個人を特定する番号を付したシールを配付します。

#### ▶ねたきり老人等手当の支給

在宅で6か月以上寝たきりまたは重度の認知症の状態にある高齢者の方に、月額1万円を支給します。

#### ▶訪問理美容サービス

加齢に伴う身体機能の低下や病気などにより、理容・美容店に出向くことが困難な在宅高齢者の方に、出張費分のサービス券を交付します(カット代等は利用者負担となります)。

#### ▶新聞販売店による見守り

配達により新聞を購読している高齢者で見守りを希望される方に対し、配達時に異変を感じた場合、市職員などによる安否確認の調査を行います。

#### ▶乳酸飲料配付サービス

介護保険のサービスや緊急通報システムなどのサービスを利用していない75歳以上のひとり暮らしなどで、市内に子が在住していない方に対し、乳酸飲料を直接手渡し、声かけすることにより安否を確認します。

#### ▶寝具類乾燥車の派遣

市・県民税非課税世帯で、身体上の理由で寝具類を干すことが困難な状況にある高齢者の方に対して、月2回乾燥車を派遣します。

#### ▶移送サービス利用料補助

寝たきりまたは常時車いすを利用して、移送用車両でないと移動が困難な高齢者等が、寝台または車いすに乗りながら乗降できる移送用車両を利用した際の料金を補助します。

#### ▶紙おむつの支給

在宅で寝たきりまたは重度の認知症により失禁状態になり、市・県民税非課税の高齢者の方に紙おむつを支給します。

#### ▶生活支援員の派遣

日常生活で支援を必要とする高齢者が自立した生活が送れるよう、ホームヘルパーを派遣します(介護保険でのサービスが優先)。

#### ▶生きがい活動支援通所(ミニデイサービス)

心身機能の維持向上が必要であったり、閉じこもりがちな高齢者の方に対して、地域のボランティア団体などが、レクリエーションや食事、機能訓練などのサービスを行います。

#### ▶緊急通報システム

ひとり暮らし等で心臓疾患等のある高齢者の方に、緊急時にボタンを押すことで消防署に通報できる機器を無料で設置します。

#### ▶安心見守り通報システム

ひとり暮らしなどで日常生活に不安を感じる高齢者の方に、「緊急通報システム」を有料(500円/月)で設置します。

#### ▶安心見守り連絡カードの配付

75歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、本人の身分情報などを伝達する手段の一つとして、緊急連絡先などの情報が記入されたカードを配付します。

〈広告〉

### 医療法人 山柳会



介護老人保健施設  
**ケアライフ朝霞**



介護村有料老人ホーム  
**コンフォルト朝霞**



特別養護老人ホーム(社会福祉法人)  
**ハレuya**



地域包括支援センター  
**モーニングパーク**



(シニア向け生ごみ処理機付賃貸マンション)  
**モーニングパーク朝霞  
シニアルーム**

**048-467-1711**

私たち、  
地域の高齢者の  
お手伝いを  
させて頂きます



**0120-332-016**

あなたの笑顔が見たいから  
都心からも近く  
緑豊かな朝霞で  
安心と心豊かな  
シニアライフを。



**048-466-2883**

ハレuyaは  
安心の介護と  
快適な空間を  
提供します。



**0120-247-355**

介護・福祉・健康・医療など  
様々な面から  
高齢者やその  
ご家族の相談支援  
を行っております。



**048-486-9500**

シニアの皆様が  
安心して暮らせる  
快適な住環境を  
ご用意しました。



### ▶入浴助成

自宅に入浴設備がない高齢者の方に、公衆浴場の入浴券を交付します。

### ▶車いすの貸し出し

けがなどで一時的に車いすが必要になった高齢者の方に、2週間を限度に貸し出しを行います。内間木支所、各出張所でも貸し出しが可能です。

### ▶バス・鉄道共通カードのチャージ料の助成

70歳以上の方に、バス・鉄道共通カードのチャージ料を助成します。

### ▶敬老祝金の給付

9月1日現在で、1年以上朝霞市に住民登録があり、年度末(3月31日)までに下表の年齢にあたる方に、敬老と長寿を祝して祝金を給付します。

年齢(満)	金額(円)
77歳	10,000
88歳	10,000
99歳	10,000
100歳	30,000

## 住宅

### ▶住宅改善費の補助

高齢者等の方が在宅で安心して生活ができるよう、身体の状況などにより住宅を改修する場合に、改修費の一部(介護保険対象サービスの給付を超えた金額)を補助します。補助額は、30万円(ただし、階段昇降機は70万円)を限度にその費用の3分の2の額です。

### ▶住替え世帯家賃の補助

家主から立ち退きを要求され、ほかの民間賃貸住宅に転居した高齢者世帯に対し、転居後の家賃の差額を補助します。対象となるのは、2年以上市内に在住で、前年度の市・県民税が非課税等の世帯です。限度額は、月額2万円です。

### ▶高齢者住宅

建て替えなどにより、転居を求められているひとり暮らしの65歳以上の方などに住宅を提供します。空室が発生した際に入居者を募集します。

- ・つじ荘 10戸(根岸台1丁目)
- ・けやき荘 11戸(朝志ヶ丘4丁目)

### ▶家具転倒防止器具等設置費の補助

65歳以上のみで構成されている高齢者世帯に対し、家具転倒防止器具等を取り付ける際の費用を補助します。補助は、1世帯1回限りで、限度額は1万円です。

## 地域包括支援センター

### ▶主な業務

- ・高齢者やその家族、地域の方からの総合相談に対する支援業務
- ・高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用促進など、高齢者の権利を擁護する業務
- ・ケアマネジャーへの支援や地域の社会資源を含めた関連機関との調整業務
- ・介護予防給付者や事業対象者(基本チェックリストにより判定)の介護予防ケアプラン作成などの介護予防ケアマネジメント業務

### ▶地域包括支援センター一覧

名称	所在地	電話番号
内間木苑	大字上内間木498-4 特別養護老人ホーム 内間木苑内	TEL 458-2022
つじの郷	西弁財1-10-21 ブリランテ朝霞台103	TEL 472-1574
モーニングパーク	溝沼3-2-26	TEL 0120-247355
ひいらぎの里	仲町1-1-19 イムーブル・レーヌ1F	TEL 291-9111
朝光苑	青葉台1-10-32 特別養護老人ホーム 朝光苑内	TEL 450-0855
あさか中央	北原1-1-14	TEL 423-2761

&lt;広告&gt;

**みんなのはりきゅう整骨院**

朝霞駅 東口 徒歩3分  
提携P有

QRコード

☎ 048-460-5211

平日 9:00~12:00/15:00~20:00  
土曜・祝日 9:00~12:00/14:00~17:00

定休日 日曜日

施設や在宅療養されている方は

**アルク**

訪問リハビリマッサージ  
受付時間 9:00~18:00 定休日:日曜日

☎ 048-483-4669

◆医療保険適用あり ※医師の同意が必要  
◆朝霞市仲町1-11-15 コンフォートF

まごころをこめたお手伝い

**CLCS**

埼玉ライフケアサービス

トータルサービス 埼玉県知事指定事業

( ■居宅介護支援 ■訪問介護  
■訪問入浴 ■福祉用具 )

在宅介護を総合的に支援いたします。  
ヘルパーさんを募集しております。  
私たちと一緒に介護のお仕事を始めませんか?  
詳しくはホームページをご覧ください

朝霞市本町2-4-25 T-BLD朝霞6F・7F  
☎ 048-456-7111 QRコード  
FAX 048-462-7871  
受付時間/9:00~18:00

**あいケアプラン**

介護保険相談  
ケアプラン作成  
書類作成代行

下さるご相談お気軽に

有限会社 あいケアプラン  
〒351-0005 朝霞市根岸台7-20-46  
☎ 048-450-1833 fax 048-450-1866

## シルバー人材センター

(公社)朝霞地区シルバー人材センター **TEL 465-0339**

健康で働く意欲のある60歳以上の方が会員となり、市や民間企業、一般家庭等から高齢者にふさわしい仕事を引き受け、各会員の希望と経験、能力に応じて仕事に従事しています。

**老人クラブ 浜崎老人福祉センター TEL 486-2476**

60歳以上の高齢者が、仲間とともに趣味活動や社会奉仕などの活動を通じて、健康の増進や教養の向上を図り、生きがいのある楽しい生活を送るための団体です。

## 高齢者の定期予防接種(一部自己負担あり)

種類	対象者	接種回数	実施期間	費用	持ち物	接種方法	お知らせ方法
肺炎球菌	①令和元～5年度の間、各該当年度に、65・70・75・80・85・90・95・100歳となる方、令和元年度のみ100歳以上の方 ②接種日に満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器等の機能およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する身体障害1級に相当する方	1回	各該当年度の4月1日～3月31日 ※令和6年度以降未定	3,000円 ※令和6年度以降未定	健康保険証 ②に該当する方は身体障害者手帳 ①②に該当する方で、生活保護受給者および中国残留邦人等支援受給者は受給者証	市協定医療機関へ直接予約のうえ、接種を受けてください。	市ホームページ ※対象となる年度の4月に案内はがきを送付します。
インフルエンザ	①接種日に満65歳以上の方 ②接種日に満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器等の機能およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する身体障害1級に相当する方	実施期間中1回	10月20日～1月31日	1,500円			医療機関、公共機関のポスター、市ホームページ ※個別通知はしていません。

## column “元気の基本は食事から”けんこうサロンに参加してみませんか

65歳以上の方ならどなたでも参加できる栄養改善サロンです。食生活に役立つさまざまなアドバイスを受けたり、参加者同士で楽しくおしゃべりしてみませんか。

**日程・会場** 毎月第2金曜日 朝志ヶ丘高齢者地域交流室(朝志ヶ丘1-4-2 北朝霞公民館となり)

毎月第3水曜日 栄町高齢者地域交流室(栄町3-1-15 コト一朝霞中央公園マンション101)

※祝日の場合、お休みになります。

**時間** 午後1時30分～3時30分

※予約不要ですので、直接会場へお越しください。

〈広告〉



**公益社団法人  
朝霞地区シルバー人材センター**  
地域に根ざし、「自主・自立」「共働・共助」の理念のもとに元気に活躍を。

朝霞市本町1-26-1 朝霞市民会館5階  
**TEL:048-465-0339**  
**FAX:048-467-1499**

業務時間／9:00～17:45  
定休日／土曜、日曜、祝日



**住み慣れた地域、  
ご自宅での生活を  
お手伝いいたします。**

**介護老人保健施設  
グリーンビレッジ朝霞台**  
〒351-0031 朝霞市宮戸3  
**TEL 048-486-6622**

## 老人福祉センター

溝沼老人福祉センター **TEL 464-5488**

浜崎老人福祉センター **TEL 486-2476**

市内に居住する60歳以上の方が、健康の増進や教養の向上、レクリエーションなどを通じて1日を楽しく過ごしていただくための施設で、無料で利用できます。利用する場合は、直接老人福祉センターへ申し込んでください。

# 介護保険

長寿はつらつ課 **TEL 463-1951**  
**TEL 463-1952**  
**TEL 463-1719**

40歳以上になると、原則として全員が介護保険に加入します。

第1号被保険者…65歳以上の方

第2号被保険者…40~64歳の方(医療保険加入者)

## 被保険者証(保険証)

第1号被保険者には、1人1枚交付されます。保険証を添えて要介護認定の申請をし、認定(要介護・要支援認定)を受けると、要介護度が明記された保険証が交付されます。

第2号被保険者は、加齢に伴う疾病(特定疾病)が原因で要介護・要支援認定を受けた方に要介護度が明記された保険証が交付されます。

介護サービスを利用するには、要介護度が明記された保険証をサービス提供機関に提示してください。

## 保険料

保険料は被保険者一人ひとりに納めていただきます。第1号被保険者の保険料の納付方法は、年額18万円以上の年金を受け取っている方は、原則として特別徴収(年金から天引き)となります。ただし、年金から天引きできなかった方や年度途中で変更事項があった方は、普通徴収(納付書または口座振替)となります。

第2号被保険者は、加入されている医療保険と合わせて納めます。

## 介護保険による居宅サービス

居宅サービス計画に基づき、次のサービスを利用できます。サービス費用の1・2・3割が利用者負担になります。

### ①訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、身体介護や家事などの身の回りの援助をします。

### ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

巡回入浴車で家庭を訪問して、入浴介護を行います。

### ③訪問看護・介護予防訪問看護

看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

### ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問して、リハビリテーションを行います。

### ⑤通所介護

デイサービスセンターに通い、入浴や食事、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。

### ⑥通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関に通い、入浴や食事、リハビリテーションなどのサービスを日帰りで受けられます。

### ⑦居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、療養上の管理・指導を行います。

### ⑧福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

厚生労働大臣が定める福祉用具の貸与を受けられます。

### ⑨短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練を受けられます。

### ⑩短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理の下で看護や機能訓練、日常生活の介護などが受けられます。

### ⑪認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練などが受けられます。

### ⑫認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が少人数で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練などが受けられます。

### ⑬小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に利用者の選択に応じて、訪問や泊まりのサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

### ⑭特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの施設に入居している高齢者が必要な介護サービスを受けられます。

### ⑮定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回をしたり、24時間随時通報を受けたり、介護と医療の訪問サービスが受けられます。

### ⑯居宅介護福祉用具購入費・居宅介護予防福祉用具購入費

特定福祉用具(入浴、排せつなどの用に供する福祉用具)を購入した場合、年間10万円を上限にその9・8・7割が支給されます(1・2・3割が自己負担)。

### ⑰居宅介護住宅改修費・居宅介護予防住宅改修費

手すりの取り付け、段差解消などの住宅改修をした際、費用の20万円を上限にその9・8・7割が支給されます(1・2・3割が自己負担)。

## 介護保険による施設サービス

サービス費用の1・2・3割と、食事、居住費、日常生活費は利用者負担になります。

### ①介護老人福祉施設

日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な人の生活の場としての施設です。

### ②介護老人保健施設

病状が安定し、家庭に戻れるようにリハビリを中心とした医療ケアと介護を提供する施設です。

### ③介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期にわたり療養を必要とする人のための医療施設です。

※2024年3月末に、廃止となります。

### ④介護医療院

主に長期療養を必要とする人のための施設です。



## 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険の被保険者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、要介護状態となることを予防するため、以下のような事業を行っています。

### 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者および基本チェックリストで事業対象者となった方が利用できるサービスです。

#### 【訪問型サービス】

##### ①訪問介護相当サービス

掃除、洗濯など日常生活の訪問型のサービス

##### ②訪問型サービスA

市が実施する研修の受講者などによる掃除・洗濯などの生活援助のサービス

##### ③訪問型サービスC

保健・医療の専門職による、相談指導などの機能改善のための短期集中サービス

#### 【通所型サービス】

##### ①通所介護相当サービス

機能訓練や集いの場など通所型のサービス

##### ②通所型サービスA

市が指定した事業所が提供する緩和した基準による通所型サービス

##### ③通所型サービスC

保健・医療の専門職による、生活機能改善のための短期集中サービス

### 一般介護予防事業

65歳以上のすべての方を対象とした、筋力向上トレーニング教室や栄養改善指導、市民説明会などを実施します。

#### 【介護予防普及啓発事業】

介護予防に関する教室・市民説明会などを開催し、皆さんに介護予防活動の重要性を周知します。

##### ①筋力向上トレーニング教室

筋力トレーニングやストレッチ、転倒予防の指導などを行います。

##### ②栄養改善指導教室

栄養士などがバランスの良い食事の取り方について指導を行います。

##### ③市民説明会

介護予防事業の普及啓発や高齢者福祉サービス、介護保険サービス等を周知するために、説明会を開催します。

#### 【地域介護予防活動支援事業】

地域の住民が主体となって行う介護予防の活動に対し、支援などを行います。

#### 【地域リハビリテーション活動支援事業】

介護予防の取り組みを強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが参加し、活動を支援します。

### column フレッシュトレーニング教室に参加してみませんか?

65歳以上の方ならどなたでも参加できる介護予防の体操教室です。  
週1回、ストレッチやリズム体操、ウォーキングで元気に過ごしませんか!

#### 会場

ゆめぱれす(市民会館)、総合体育館、  
株式会社ランダルコーポレーション本社ビル(西原1-7-1)等

※参加申し込みは、広報あさかなどでお知らせします。



### ASAKA CITY photo gallery



シニアスポーツフェスティバルの様子



# 障害者福祉

## 障害のある方に

障害福祉課 TEL 463-1599 / FAX 463-1025

### 身体障害者手帳

身体に一定以上の障害(視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体不自由・心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能障害)のある方が、援護や制度上のサービスなどを受ける場合に必要となる手帳です。

### 療育手帳

知的障害のある方が、援護や制度上のサービスなどを受ける場合に必要となる手帳です。

### 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にある方が、援護や制度上のサービスなどを受ける場合に必要となる手帳です。

### ミライロID(デジタル障害者手帳)

お持ちの障害者手帳をアプリに登録すると手帳情報がスマートフォンの画面に表示できるようになります。

### 重度心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1～3級、療育手帳Ⓐ・A・B、精神障害者保健福祉手帳1級、後期高齢者医療制度の加入者で一定の障害がある方に、医療費の一部負担金が助成されます(所得制限あり)。

※65歳以上で、障害者手帳を取得した方は、手帳の等級にかかわらず助成の対象にはなりません。

### 自立支援医療

心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために提供される医療です。原則として保険診療の自己負担が1割になります(本人および世帯の課税状況により上限額が設定されます)。

#### ①更生医療

18歳以上の身体障害者手帳を所持する方で、手術などにより障害の程度を軽くしたり進行を防いだりすることが可能な場合に、指定医療機関で医療の給付を行います。

#### ②育成医療

18歳未満の児童で、身体に障害があるか、現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障害を残すと認められ、手術などにより改善が認められる場合に指定医療機関で医療の給付を行います。

#### ③精神通院医療

精神疾患の治療を行う場合に、指定医療機関における医療費の助成を行います。

### 精神障害者通院医療費の助成

自立支援医療(精神通院)を利用した際の一部自己負担金(医療費等の1割)を助成します。所得区分が住民税非課税の方が対象となります。

### 特別障害者手当等

#### ▶特別障害者手当

20歳以上で、身体または精神の重度の障害により常に特別の介護を要する状態である方に、月額27,980円(令和5年4月1日現在)が支給されます。ただし、施設に入所中の方および病院などに3か月を超えて入院している方を除きます(所得制限あり)。

#### ▶障害児福祉手当

20歳未満の身体障害者手帳の1級、2級の一部、療育手帳のⒶならびに常時介護を要する精神障害のある方、その他これと同程度の方について、月額15,220円(令和5年4月1日現在)を支給します。ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方および施設に入所中の方を除きます(所得制限あり)。



### column 『ヘルプマーク』を知っていますか?

#### ヘルプマークとは

外見では健康に見えても、義足や人工関節を使用している、内部障害(心臓機能障害、肝機能障害、呼吸器機能障害などの体の内部の障害)があるなど、援助や配慮を必要としている人に配布しています。

#### このマークを見かけたら?

- 電車やバスの中で席を譲りましょう。
- 駅や商業施設などで困っていたら、声をかけるなど、思いやりのある行動をしましょう。
- 災害時は、安全に避難するための支援をしましょう。



障害者のための就職活動支援  
就労移行支援事業所 ウェルビー

全国 108 センター  
(2023年10月現在仮オープン含む)

- 毎日通えるか不安 働きたいけど仕事ができるかな  
仕事が長く続かない 就職活動が上手くいかない

そんなお悩みのある障害のある方の就職支援や職場で長く働くサポートをします。  
見学・体験・ご相談もお気軽に。  
お問い合わせをお待ちしております。



welbe 見学・体験受付中!  
朝霞台駅前センター

埼玉県朝霞市浜崎 1-3-6  
ル・クール3階 301号室

048-486-6577

(9:00～18:00/日・年末年始除く) ↑サイト



## 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを養育している方に支給されます。ただし、子どもが障害による公的年金を受けることができる場合や児童福祉施設などに入所している場合は対象になりません。

支給額 (令和5年4月1日現在)

1級:月額53,700円 2級:月額35,760円

※所得制限があります。

## 在宅重度心身障害者手当

身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ⓐ・A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級で、住民税非課税の方に月額5,000円を支給します。ただし、施設に入所中の方や他の手当の受給状況に応じて、支給対象外になる場合があります。

## 生活の支援

補装具費の交付、紙おむつの支給、住宅改善費の補助、家具転倒防止器具の設置補助、配食サービス、訪問入浴サービス、福祉タクシー利用券の交付、バス鉄道共通ICカード補助金、自動車燃料費の補助、自動車税の減免、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成、市内循環バス特別乗車証の受付、生活サポート事業、見守りシール、避難行動要支援者名簿・台帳、緊急通報システムなど

## 障害者総合支援法等によるサービス

### ①自立支援給付(障害福祉サービス)

障害のある人の状態やニーズに沿ったきめ細やかなサービスを提供します。

介護給付 介護の支援を必要とする人

居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所(ショートステイ)、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、施設入所支援

訓練等給付 訓練等の支援を必要とする人

自立訓練(生活訓練、機能訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助  
※介護給付を利用する際は、障害支援区分認定調査が必要になります。

### ②障害児通所支援

障害のある児童(未就学～高校3年生)の発達段階に応じた支援を行います。

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

### ③地域生活支援事業

地域やサービス利用者の状況に応じて、市が行っている事業です。

意思疎通支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業など

## 難病患者見舞金

埼玉県発行の指定難病医療受給者証などの交付を受けている方に、見舞金(年額2万円)を支給します。

## 手話通訳者等派遣事業

手話を必要とする聴覚に障害のある方などの生活における、円滑なコミュニケーションと社会参加の促進を図るため、手話通訳者の派遣を行います。

利用相談・申請 朝霞市手話通訳者等派遣事務所

(朝霞市社会福祉協議会内)

TEL 486-2479 FAX 486-2473

## 埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)

障害のある方や要介護状態の方、妊娠婦の方など歩行が困難な方のための駐車区画について、利用者の範囲を定め、利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。

対象・申請 障害者・難病患者等

障害福祉課 TEL 463-1599

高齢者等

長寿はつらつ課 TEL 463-1921

妊娠婦・けが人等

健康づくり課 TEL 451-0155

## column 日本手話であいさつをしてみよう

ありがとう



手の甲に片方の手をつけ、垂直に上げます。

ごめんなさい



親指と人差し指で眉間につまむようにし、その指を広げながら頬むように前に出します。

※広報あさかで、「日本手話情報コーナー」を毎月掲載しています。ぜひご覧ください。



# その他の福祉

## はあとぴあ(総合福祉センター)

大字浜崎51-1 **TEL 486-2475**

### 利用方法

利用時間 午前9時～午後9時30分

#### 休所日

毎週月曜日、祝日(月曜日が祝日と重なった場合は、翌日以降の開館日も休館)、年末年始

#### 利用対象者

- ①市内在住・在学・在勤のボランティア(個人・団体)
- ②社会福祉団体、公共団体などで、その目的が社会福祉向上のためであること

#### 利用施設

以下の施設について、上記①・②の目的に沿った活動である場合、各種の事業で使用していないときは、利用することができます。

- ①集会室・社会適応訓練室・介護者教育室
  - …プロジェクター、モニター、ビデオデッキ等が利用できます。
- ②調理実習室
  - …実習用調理台3台が設置されています。

利用料金 無料

#### 申込受付

総合福祉センター1階総合事務室の窓口で、利用予定日の1か月前の1日(1日が休所日の場合はその日以降の最初の開所日)から。ただし、夜間(午後6時～9時30分)の利用の場合は、利用予定日の3か月前から受け付けます。受付時間は、火～土曜日の午前9時～午後5時です。

## はあとぴあ福祉作業所

利用時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時30分～午後4時

[1階:作業室、食堂、喫茶室 2階:売店、アリーナなど]

### ▶生活介護(通称:みらくる)

**利用相談 TEL 486-2472**

心身に障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活の支援(食事、排せつ、入浴など)、創作的活動または生産活動の機会の提供を行います。

### ▶就労継続支援B型(通称:あすのび)

**利用相談 TEL 486-2481**

心身に障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動、そのほかの活動の機会を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

## 老人福祉センター事業

**利用相談／浜崎老人福祉センター TEL 486-2476**

火～日曜日(祝日、年末年始を除く)  
[2階:浴室、広間、教養娯楽室、図書室]

市内に居住する60歳以上の高齢者の方に対し、健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための機会創出に向け、各種相談、健康増進指導、教養講座、レクリエーション事業などを行います。

## 児童館事業

児童館は、児童の健全育成等を目的とした施設です。  
(**→P.52**参照)



## ASAKA CITY photo gallery



わくわくどーむ(健康増進センター)



はあとぴあ(総合福祉センター)



朝霞市障害者ふれあいセンター  
あさか福祉作業所

## はあとぴあ障害者相談支援センター

**TEL 486-2400 FAX 486-2418**

心身に障害のあるお子さんや、身体・知的・精神などの障害のある成人の方とその家族を対象として、福祉サービスの利用や療育などにおける各種相談に応じ、支援を行います。

**利用時間** 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～午後5時

**場所** はあとぴあ(総合福祉センター)内

**利用料** 相談費用は無料

## はあとぴあ障害者就労支援センター

**TEL 486-2575 FAX 486-2418**

障害のある方の就労を促進するため、職業相談、就職準備支援、職場定着支援などを行います。

**利用時間** 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～午後5時  
※利用にあたっては、事前にご連絡をお願いします。

**場所** はあとぴあ(総合福祉センター)内

**利用料** 相談費用は無料



## 朝霞市障害者ふれあいセンター

大字上内間木493-9 **TEL 456-1402**

### あさか福祉作業所

**利用時間** 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時30分～午後4時

#### ▶生活介護

**利用相談 TEL 456-1400**

心身に障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活の支援、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### ▶就労継続支援B型

**利用相談 TEL 456-1400**

心身に障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供とともに、生産活動、そのほかの活動の機会を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ▶就労移行支援

**利用相談 TEL 456-1400**

一般就労に向けて、事業所内での訓練や職場実習を行います。また、適正に合った職場探しや、就労後の職場定着のための支援も行います。

## ふれあい障害者相談支援センター

**TEL 456-1403 FAX 456-1501**

計画相談支援としてサービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成し、支給決定後の利用状況を確認し、計画の見直し(モニタリング)やサービス事業所等との調整を行います。

**利用時間** 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～午後5時

**利用料** 相談費用は無料

## 生活にお困りの方に

### 生活保護

**生活援護課 TEL 463-1562**

**TEL 463-1576**

**TEL 423-0163**

病気やその他の事情により生活に困っている世帯に対し、最低限度の生活を保障して再び自分の力で生活できるよう援助する制度です。保護の種類としては、生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助などがあり、能力・資産などを最大限に活用しても国が定める最低生活費に満たない場合、その不足分を扶助しています。



## 生活困窮者自立支援制度

### 福祉相談課 **TEL 423-5082**

失業などによる経済的な問題などで生活に困窮している方を支援するために次のような事業を実施しています。

#### 自立相談支援事業

生活で困りごとや不安をかかえている場合は、ご相談ください。自立相談支援員(福祉相談支援員)が相談を受けて、情報の提供や助言を行うほか、必要な支援や制度を活用して早期の自立を目指します。

#### 住居確保給付金

離職・廃業から2年以内またはやむを得ない休業などにより収入が減少し離職と同程度の状況にある方は、就職に向けた活動をすることを条件に、一定期間、給付金を支給することで住居および就労機会の確保に向けた支援を行います。

#### 子どもの学習支援事業

経済的な事情により学習が進んでいない中高生とその保護者の方を対象に、学習教室での学習をはじめ、進学や子育てなどの相談や支援を行います。

#### 家計改善支援事業

家計管理や多重債務等、収入の多寡にかかわらず家計にお困りの方を対象に、一人ひとりの悩みに応じた解決策を一緒に考え、自立した生活ができるよう支援を行います。

## 福祉資金

### 福祉相談課 **TEL 463-1594**

医療費、葬祭費、転居費、住居設定費その他の臨時の出費により、一時的に生活に困窮する世帯に対し、貸し付けを行います。

#### 貸付対象者

- 本市に住所を有し、引き続き1年以上居住しており、かつ世帯の生計維持者であること
- 生活保護法による保護の適用を受けていないこと

#### 貸付限度額

- 住宅の賃貸借契約を結ぶための敷金、礼金などに心配な場合 1世帯につき40万円
- 医療費、葬祭費その他の臨時の出費により生活に困窮する場合 1世帯につき20万円

## 地域福祉

### 福祉相談課 **TEL 463-1594**

#### 戦没者遺族等への特別給付金

戦没者の遺族および戦傷病者などの妻に国から特別給付金等が支給されます。

#### 民生委員児童委員

生活にお困りの方や心配ごとがある方の地域の身近な相談相手として活動しています。お住まいの地域を担当する委員の連絡先はお問い合わせください。

## 朝霞市社会福祉協議会

### TEL 486-2479

地域の住民の方々やボランティア、福祉、保健などの関係者、行政機関の協力を得て、住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し、みんなが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」および地域福祉の推進を目的とする民間の組織です。

朝霞市の市外局番は **048**

住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や社会福祉に関する公私の関係機関の連携、調整を進めたり、具体的な福祉サービスの企画を行ったりし、地域福祉の充実を目指した事業を展開しています。

## 朝霞市ボランティアセンター

### TEL 486-2485

地域住民のボランティア活動への参加促進、ボランティアグループや社会福祉団体等の活動支援のため、活動や組織運営に関する相談受け付け、ボランティア活動の情報提供、講座の開催、団体利用室の貸し出しなどを行います。

**開所日** 月～土曜日(祝日、年末年始を除く)

## 福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)

### TEL 486-2478

判断能力の不十分な高齢者や知的障害、精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や日常生活上の手続きをお手伝いする有料のサービスです(利用契約が必要です)。

## 生活福祉資金貸付事業

### TEL 486-2478

低所得者世帯、障害者世帯や高齢者世帯の生活の安定と、経済的自立を図るため、資金の貸し付けと必要な相談援助を行います。

## “住民参加型”在宅福祉サービス あいはあと事業

### TEL 486-2485

協力会員(ボランティア)が高齢者や障害のある方、子育てをしている方などの日常生活の中で、ちょっとした困りごとをお手伝いする、地域の支えあい活動です。

## 社協出前講座

### TEL 486-2485

社協職員などが町内会・自治会の集まりや、地域のサロン、企業研修、職員向け学習会、イベントなどにお伺いして、各種講座や学習会などを実施します。

## 福祉体験用具等の貸し出し

### TEL 486-2485

福祉に関する講座や学習会で使用する福祉体験用具(車いす・高齢者疑似体験セットなど)や福祉教材(図書・DVD)などの貸し出しを行います。

## 車いすの貸し出し

### TEL 486-2478

自立歩行の困難な方の社会参加を促進し、また、介護者の日常生活介護活動を援助し、在宅福祉の増進を図るため、車いすの貸し出しを行っています。1週間以内の貸し出しであれば無料です。



# 健康

## 保健センター

健康づくり課 本町1-7-3 TEL 465-8611

市民の健康づくりの拠点として、乳幼児から高齢者までの全市民を対象に、各種の健(検)診・相談・教室などを実施しています。

各種の事業予定については、広報あさかの「みんなすこやか」のページや、毎年4月に発行する「保健センターガイド」に掲載しています。

開所時間 午前8時30分～午後5時15分

休日 土・日曜日、祝日、年末年始

### ▶保健センター内併設機関

朝霞地区医師会 TEL 464-4666

朝霞地区歯科医師会 TEL 465-2244

朝霞准看護学校 TEL 461-5051

子育て世代包括支援センター TEL 451-0155

## 成人期の健康 健康づくり課 TEL 465-8611

### 健康手帳

40歳以上の方を対象に、健(検)診や健康相談の記録などを記載し、ご自身の健康管理に役立てていただくため、健康手帳を配布しています。また、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

### 健(検)診

市民の皆さんが定期的に健康状態を確認することにより、生活習慣病の予防や早期発見の機会となるよう、各種がん検診、肝炎ウイルス検診、30代のヘルスチェック、骨密度測定、歯の健診を実施しています。ご自身の健康管理の機会としてお役立てください。

#### 申し込みできる方

検診日に朝霞市に住民登録があり対象年齢に達している方  
子宮頸がん検診…20歳以上

胃がん・乳がん・肺がん・大腸がん検診…30歳以上

前立腺がん検診…55歳以上

肝炎ウイルス検診…40歳以上で過去に同検診を受けたことのない方

30代のヘルスチェック…30～39歳

骨密度測定…40～70歳までの5歳刻みの女性

歯の健診…16歳以上

※各種健(検)診は、年度内(実施期間中)1回受診できます(同種のがん検診は、個別か集団のどちらか一方のみ)。

※勤務先などで健(検)診を受ける機会のある方は受診できません。

#### 実施期間・費用・検査内容など

詳しくは、市ホームページなどに掲載します。

〈広告〉

**女性専用**

**乳腺専門クリニック**  
※個別がん検診実施医療機関

朝霞市乳がん検診実施医療機関です。  
検診の検査は全て女性技師が担当します

**あさか台  
乳腺クリニック**

お問い合わせ Tel.048-487-7057

朝霞市東弁財1-5-18 カロータ3F  
Web予約もできます。詳しくはホームページをご覧下さい。

朝霞台駅 徒歩1分

診療時間 月 火 水 木 金 土 日  
09:00-12:30 ● ● / ● ● ● /  
14:30-18:00 ● ● / ● ● ▲ /  
休診日：水・日・祝日 ▲…土曜午後は14:00～17:00まで

あさか台乳腺クリニック

## 健康相談

健康に関すること、各種健(検)診後の相談など、隨時お受けしています。

相談日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
※祝日、年末年始を除く

## 栄養相談

食生活、栄養に関する相談を隨時お受けしています。

相談日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
※祝日、年末年始を除く

## こころの健康

精神面の健康に関すること、家族の対応などの相談は隨時、電話・窓口・訪問でお受けしています。

### ▶ こころの健康相談(月1回)

精神面の健康に心配がある方や認知症を含む精神障害のある方およびその家族を対象に、精神科医師・精神保健福祉士が病気や対応についての相談、助言指導を行います。



（広告）

内視鏡内科 胃腸内科 肝臓内科 内科  
日本肝臓学会認定肝臓専門医 日本消化器内視鏡学会認定消化器内視鏡専門医  
日本超音波医学会認定超音波専門医 日本消化器病学会認定消化器病専門医  
院長 大城 周

朝霞駅『南口』から  
徒歩2分

**大城クリニック**

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:45～12:00	●	●	●	—	●	●
午後15:00～18:00	●	●	●	—	●	—

休診日：木曜・土曜日午後・日曜・祝日  
※診療時間終了30分前までに受付をお願いします。

TEL:048-463-1575

大城クリニック 朝霞市

朝霞市本町2-3-8 P 7台あり

歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科  
乳幼児からご高齢の患者さままで、  
ご家族の歯の健康維持をサポートします  
医療法人社団 泰峰会

**ヤナセ歯科医院**

診療時間
午前9:30～午後1:00 午後2:30～午後7:00 (土曜日は午後5:30まで)

休診日  
木曜日  
日曜日  
祝日

ご予約 TEL:048-476-0156

朝霞市東弁財1-3-9  
イーストアレイビル3F・4F  
朝霞台駅・北朝霞駅から徒歩1分

QRコード



# ごみ・リサイクル

ごみ

クリーンセンター TEL 456-1593

## 【基本的なルール】

以下のルールを守ってごみを出してください。また、ごみの分別や出す日がわかる「ごみ分別アプリ」をご利用ください(利用無料、ダウンロード不要のスマートフォン用Webアプリです)。



ごみ分別アプリ

## 家庭ごみ(生活ごみ)

集積所に出す日	区分
資源の日	①びん ②かん ③ペットボトル ④新聞 ⑤ダンボール ⑥紙パック(牛乳等) ⑦雑誌・雑がみ ⑧布類
プラスチック資源・燃やせないごみ・有害ごみの日	⑨プラスチック資源…発泡スチロール、トレイなど ⑩燃やせないごみ…金属、ガラス、陶器、家電製品(1辺が50cm未満) ⑪有害ごみ…蛍光灯・電球、乾電池、水銀体温計、充電できる電池(電池が取り外せない機器等を含む)、ライター、カセットボンベ、スプレー缶
燃やすごみの日	⑫燃やすごみ…生ごみ、草、汚れのとれないプラスチック製品、革、ゴムなど

※収集日当日、朝8時30分までに、地区ごとに決まっている曜日に、決まった集積所に出す。  
※①～③は中身を使い切って、軽くすすいで指定の容器に入れる(フタ、ラベルは他の分別)。  
※④～⑦はひもで縛る(⑥は洗って開いて乾かしてから、⑦は散乱しそうな場合は紙袋に入れてひもで縛るか透明袋に入れる)。  
※⑧はひもで縛るか透明袋に入れる。

※⑨は透明袋または半透明袋に入る。  
※⑩は指定の容器に入れる(刃物など鋭利なものは紙などに包み「キケン」と表示)。  
※⑪は種類ごとに分け透明袋に入れて分別容器の脇に置く。また、ライターやカセットボンベ・スプレー缶は中身を使い切る(危険なので缶に穴はあけない)。  
※⑫は透明袋または半透明袋に入る(生ごみは水をよく切って)。

〈広告〉



赤とんぼが棲めるきれいなまちづくり  
**大村商事株式会社**  
市の許可業者だから安心!!

■朝霞支社 朝霞市上内間木 713-8  
☎ 048-456-0022 FAX 048-456-0020

■本社 志木市下宗岡 2-18-20  
☎ 048-472-0328 FAX 048-487-1888

 大村商事  検索 <https://www.ohmura.info> 

地元にお世話になって65年の大村商事に!  
**不用品・粗大ごみ回収**  
**生前整理・遺品整理**

一般廃棄物収集運搬業 朝霞市許可番号 第4号  
一般廃棄物処分業 朝霞市許可番号 第22号

お気軽にご相談ください。  
**0120-538-113**

ゴミ回収バスターズ  
**4つの魅力**

<b>POINT 1</b> お電話でお見積りが可能! お電話やメール・LINEで事前に簡単見積りが出来ます。	<b>POINT 2</b> 最短30分で現場へ到着 スピーディーな対応で即日には回収することもできます。
<b>POINT 3</b> ご依頼に合った格安プラン お客様のご要望に合わせ様々な格安プランをご用意。	<b>POINT 4</b> 清潔な身なりで訪問 清潔な身だしなみができているかチェックを行なっています。

**不用品整理・片付け**  
引越前後の整理・遺品整理・生前整理

**私達にお任せください!**  
ゴミ回収バスターズは、不用品整理はもちろん、片付けのスペシャリストが揃っているので、**対応力が違います!**




 **ゴミ回収バスターズ**

産業廃棄物収集運搬許可 第13-00-219481号 古物商許可番号 第304402115257号

 **0120-935-930**  
受付時間／9:00～21:00(年中無休)  
アイズグループ株式会社 東京都中野区上鷺宮3-14-14



## ごみ集積所用具を配布しています

ごみ集積所で使用する用具を、隨時、配布しています。必要な場合はクリーンセンターへご連絡ください。

### ▶分別容器(折り畳み、かご、ペットボトル用ネット)・キャスター

### ▶集積所プレート

ごみの収集日、分別の絵入り一覧表のプレートです。

### ▶カラス防止用ネット

カラスや野良猫などに集積所を荒らされないように、ごみの上にかけておくネットです。

## ごみ集積所に出せないごみ

### Ⓐ粗大ごみ(一辺の長さが50cm以上のもの)

大型家具類、自転車など

**戸別有料収集申込先** 専用受付電話 **TEL 458-1322**

**受付時間** 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～午後4時

※直接クリーンセンターに搬入することもできます(Ⓐ、Ⓑに該当するものを除く)。

### Ⓑ一時的な多量ごみ(引っ越しごみなど)

### Ⓒ事業ごみ

商店、飲食店、工場、事務所などから事業活動に伴って出るごみ(個人経営含む)

※従業員の飲食に伴って出たごみ(びん・かん・ペットボトル・弁当の残りなどの可燃ごみ)も集積所には出せません。

### Ⓓ処理困難ごみ

消火器、建築資材・廃材、自動車(部品含む)、オイル、バイク(部品含む)、ピアノ等大型楽器、畳、トタン、波板、ベンキ、農薬等薬品類、土砂、石材(砂利含む)など

### Ⓔ家電リサイクル法対象品目

エアコン、テレビ(液晶・プラズマ式も含む)、冷蔵(凍)庫、衣類乾燥機、洗濯機

### Ⓕパソコン

本体(ノートパソコン含む)、ディスプレイ(ブラウン管式を除く)、そのほか本体購入時付属していた装置

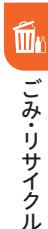
※Ⓐ、Ⓑは市の許可業者に収集を委託するか、クリーンセンターに直接搬入(Ⓒは受け入れ品目に制限があります)することができます。

Ⓕはクリーンセンターに直接搬入することができます(データは事前に消去してください)。また、宅配便を利用した無料回収サービス(民間事業者)もあります。

※詳しくは、パンフレット「資源とゴミの分け方・出し方」または市ホームページをご覧ください。不明な点はクリーンセンターへお問い合わせください。



ごみ分別辞典



（広告）



# 片山商事株式会社

## ～営業内容～

- 一般廃棄物収集運搬
- 産業廃棄物収集運搬
- 廃棄物専用コンテナ設置
- グリストラップ清掃
- 食品残差・廃プラスチック再生事業
- 機密文書溶解処分
- 浄化槽清掃及び保守点検
- 仮設トイレレンタル・汲み取り
- 水処理施設維持管理
- ビル総合メンテナス
- 貯水槽清掃・給排水設計施工
- 水路・河川浚渫・側溝清掃
- 下水管渠内清掃・調査・補修

地域の環境浄化に奉仕する

＜朝霞本社＞〒351-0012 朝霞市栄町5-6-19 TEL 0120-538-324

<http://www.asaka-katayama.jp>



## クリーンセンター

大字浜崎390-45 **TEL 456-1593**

ごみ焼却処理施設・プラスチック類処理施設・粗大ごみ処理施設・あき缶資源化施設などがあります。

**搬入受付時間** (日曜日、祝日、年末年始を除く)

月～金曜日 午前9時～午後4時  
土曜日 午前9時～正午(要予約)

## ごみ減量・リサイクル

クリーンセンター **TEL 456-1593**

### 地域リサイクル活動推進補助金

市では、集団資源回収(紙・布・金属・びん類)を行っている団体に対し、補助金を交付しています。

## エコネットあさか(リサイクルプラザ)

大字浜崎664-2 **TEL 486-0222**

ごみの減量・分別の意識啓発や環境に関する情報を提供する拠点施設です。講座・教室などの啓発事業や、リサイクルショップの運営、再利用可能な家具の引き取り、毎月抽せんによる販売などを行っています。

また、ご家庭でご不用な未開封の食品で、賞味期限内のものを預かり、子ども食堂などに提供したり、不用となつた制服などをお預かりしたりする事業も行っています。

**休所日**

毎週木曜日(木曜日が祝日のときは翌日も休所)、祝日、年末年始

**利用時間** 午前9時～午後5時

※リサイクルショップは、午前10時～午後4時(商品登録は午後3時まで)

ごみ・リサイクル

〈広告〉

リサイクル、  
はじめの一歩

朝霞市地域リサイクル活動事業取り扱い業者

株式会社青木商店

048-479-3451

〒352-0005  
新座市中野1-1-28

HPはこちら

QRコード

それはごみ?資源? //

## 【 身近な分別マークに着目! 】



• ペットボトル



• 段ボール



• アルミ缶



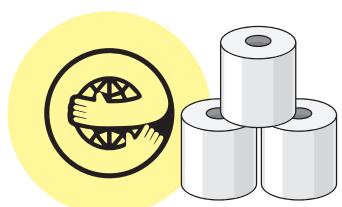
• 飲料用紙容器



• スチール缶



• プラスチック製容器包装



• トイレットペーパー



• 紙製容器包装



• 牛乳びん

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。



# 上下水道

## 上水道

### 水道庁舎・泉水浄水場

泉水2-13-1 **TEL 462-3366**  
(休日・夜間用) **TEL 463-1204**

水道の使用開始、使用中止、料金の賦課・徴収、水道管の工事など、水道事業に係るすべての業務を行っています。また、浄水場では、安全な水を安定的に供給しています。

#### 庁舎のご案内

1階…エントランスホール 2階…水道施設課  
3階…上下水道総務課・下水道施設課 4階…会議室

### 水道工事の申し込み 水道施設課 **TEL 463-8699**

朝霞市指定給水装置工事事業者へ申し込んでください。手続きから施工まで一切のことを行います。

#### ▶水道利用加入金

水道利用加入金は、新規に給水契約の申し込みをされる方（メーターの口径変更などの申込者を含む）から、水道施設の整備や維持・管理などの経費の一部に充当するために、設置するメーターの口径に応じた金額を水道利用加入金として負担していただくものです。

#### ▶設計審査・工事検査手数料

給水装置工事にあたり、工事設計書の審査および工事の完了検査を行う際の手数料です。

#### ▶私道給水管布設替整備工事補助金

私道内に布設されている給水管の出水不良や漏水などを改善するために布設替えする方に、補助金を交付します。

#### ▶私道老朽管布設替整備工事補助金

私道内に布設されている老朽管（石綿セメント管）をダクタイル鋳鉄管等の耐震管に布設替えする方に補助金を交付します。

（広告）

上水道

## 漏水に注意

漏水調査等 水道施設課 **TEL 463-1204**  
減免関係 上下水道総務課 **TEL 462-3366**

水道メーターから先の宅内の水道管は、各ご家庭などで維持管理をしていただくものです。漏水があると、多額の水道料金が発生するばかりでなく、家屋自体にも影響を及ぼす場合があります。1か月に一度は、ご自身で水道メーターを確認してください。漏水を調べるには、蛇口をすべて閉め、メーターのパイロットを確認します。このときに、パイロットが回っていれば漏水しています。

もし、漏水している場合は、必ず朝霞市指定給水装置工事事業者で修理を行ってください。工事事業者が見つからない場合は水道施設課へご連絡いただければ紹介します。

なお、地中・床下・壁の中など目に見えない箇所からの漏水は、水道料金を減額できる場合があります。ただし、朝霞市指定給水装置工事事業者の漏水修繕工事完了証明書が必要となります。詳しくは、上下水道総務課へお問い合わせください。

## 水道料金

上下水道総務課 **TEL 462-3366**

#### ▶水道料金計算方法

水道料金は、水道メーターの口径に応じた基本料金（月単位）と、使用水量に応じた従量割料金（1m<sup>3</sup>単位）の合計額に、消費税を加えた額となります。使用水量を確定するために、2か月ごとにメーターの検針を行っています。

#### ▶水道料金の支払方法

水道料金の支払方法には、「口座振替払い」、「納入通知書払い」、「クレジット払い」があります。

口座振替払いは、金融機関の預貯金口座から自動振替する方法です。口座振替払いを利用すれば水道料金を窓口に持参する必要もなく、納め忘れもなくなりますので、便利で確実な口座振替払いをぜひご利用ください。

なお、すでに口座振替払いをしている方が市内で転居をした場合、水道契約者からの申し出により、口座振替払いを継続することができますので、上下水道総務課にご連絡ください。

## 水や廃棄物のことなら何でもお任せください。

廃棄物収集

グリストラップ清掃

台所詰り直し

排水詰り直し

朝霞事務所



株式会社 グッドフィールド

朝霞営業所

〒351-0014

埼玉県朝霞市膝折町1-5-26 サンコーポ102号

TEL 048-485-9812 FAX 048-485-9813

また、納入通知書払いでは、水道庁舎、市役所、内閣木支所、各出張所、取扱金融機関の本支店、取り扱いコンビニエンスストアの各窓口でお支払いいただけます。

#### ▶メーターは見やすく

水道メーターは、正しい使用水量を正確に検針できるよう、いつも見やすく、きれいにしてください。

- ・メーターBOXの上には物を置かないようにしてください。
- ・家の増改築などで、メーターBOXが床下などになるときは、届け出で見やすい場所へ移設してください。

#### こんなときには届け出を

- ・家を新築したり、引っ越しで新しく水道を使ったりするとき(使用開始届)
- ・家を取り壊したり、引っ越しのため水道の使用を中止したりするとき、または、長期にわたって水道を使用しないとき(使用中止届)
- ・使用者や届け出をした内容に変更があったとき(変更届)
- ・給水装置の所有者が変わったとき(変更届)

**上下水道総務課 TEL 462-3366**

**水道施設課 TEL 463-8699**

**深井戸天然水 あさかの雲**

**上下水道総務課 TEL 462-3366**

市内幸町にある深井戸からみ上げた地下水をペットボトルに詰めて製品化しています。水道庁舎、朝霞市施設内の一室の飲料自動販売機で販売しています。

## 下水道

#### 下水道使用料

**上下水道総務課 TEL 462-3366**

下水道使用料は水道の使用水量と同じ量を汚水排除量として計算し水道料金と一緒に支払っていただきます。

#### 受益者負担金制度

**上下水道総務課 TEL 462-3366**

受益者負担金制度とは、下水道が整備され、その利益を受ける地域の方(土地所有者、権利者)に、受益者として下水道建設事業費の一部を負担していただく制度です。

## 水洗便所改造資金の融資あっせん

**上下水道総務課 TEL 462-3366**

下水道の利用できる区域で、くみ取りおよび屎浄化槽便所を水洗便所に改造する場合の費用の融資あっせんを行っています。

**あっせん額** 1件につき5万円以上50万円以内

**返済方法** 最高52回までの元金均等払い

## 水洗化工事

**下水道施設課 TEL 463-0920**

下水道の利用できる区域では、くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造しなくてはなりません。

現在浄化槽を利用している便所は、速やかに下水道に流せるように改造する必要があります。改造工事は、市の「指定工事店」に直接お申し込みください。指定工事店一覧は、市ホームページに掲載しています。

なお、指定工事店以外の業者による工事はできないことになっています。



## 私道排水設備工事補助金

**下水道施設課 TEL 463-0917**

下水道の利用できる区域の私道排水設備工事に対して、次の①、②の条件を満たす場合に補助金を交付しています。

①その排水設備を3戸以上で使用すること

②私道所有者全員の土地使用承諾書が得られること

## 止水板設置費補助金

**下水道施設課 TEL 463-0917**

市では、建物への浸水被害を軽減するため、浸水被害が発生した区域または発生のおそれのある区域の建物の所有者等に、止水板を設置するための費用の一部を補助しています。

**補助額** 止水板の設置工事費の4分の3以内で限度額30万円(1回限り)

※床上または床下浸水の被害が発生し、「り災証明書」の交付を受けた建築物等は、限度額が50万円となります(1回限り)。

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。



**安心の低価格 地元業者!**  
**水まわりのトラブル おまかせください!**



排水のつまり



蛇口の水漏れ



トイレのつまり・水漏れ

**年中無休**

365日  
随時受付

**24時間  
受付**

深夜料金は  
頂きません

**基本料金  
無料**

出張費・  
見積もり無料

- 上下水道工事全般
- 悪臭調査
- 漏水調査
- 高圧洗浄
- トイレつまり
- リフォーム工事
- 水漏れ修理
- 各種清掃

- 排水のつまり
- 給湯器修理・交換
- ハウスクリーニング

## 火災保険対応工事

水のトラブルにて家財・建物の一部が損害を受けた場合に「火災保険」の対象になる場合が御座います。まずはご相談下さい。

お電話にて状況をお知らせ下さい。迅速に対応いたします。

**0120-34-2610**

朝霞市栄町 5-5-12



**水道局指定工事店**

**フロントライフ**

指定給水装置工事事業者 第 10180 号

朝霞市の市外局番は **048**





# 環境・暮らし

## 環境

### きれいなまちづくり運動

#### 環境推進課 TEL 463-1504

住み良い環境をつくるため、環境美化運動の一環として、春と秋の年2回、市内の一斉清掃を実施しています。

詳しい日程については、広報あさかなどでお知らせします。

## 公告

#### 環境推進課 TEL 463-1512

工場、事業場の騒音、振動、悪臭などの公告でお困りの方はご相談ください。

### 光化学スモッグ

#### 朝霞保健所 TEL 461-0468

#### 環境推進課 TEL 463-1512

光化学スモッグが発生したときは、市内に防災行政無線等で広報し、学校、保育園などに連絡します。目がチカチカしたり、のどの痛みを感じたりしたときは朝霞保健所に連絡してください。

## PM2.5

#### 環境推進課 TEL 463-1512

PM2.5濃度が暫定指針値(日平均値70μg/m<sup>3</sup>)を超過するおそれがある場合、市内に防災行政無線等で広報し、学校、保育園などに連絡します。

### 創エネ・省エネ設備設置費補助制度

#### 環境推進課 TEL 463-1512

地球温暖化防止の一環として、環境に配慮した創エネ・省エネ設備の普及を促進することにより、温室効果ガスの排出抑制と雨水の有効活用および河川への流出抑制を図るために、補助金を交付します。申請方法・補助額・必要書類など、詳しくはお問い合わせください。

〈広告〉



### 神山動物病院

日曜・祝日も診療しています

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00～12:30	●	●	—	●	●	●	●	●
12:30～16:00	※	—	—	※	※	※	※	※
16:00～19:00	●	—	—	●	●	●	●	●

※12:30～16:00 手術・入院管理

■初診の方は診療終了時間30分前までにご来院ください。

★祝日も平常通り診療致しますが火曜日午後と水曜日は休診となります。

- ・狂犬病予防注射
- ・混合ワクチン接種
- ・フィラリア予防
- ・避妊・去勢手術、各種健康診断

**TEL 048-424-8126**

朝霞市栄町3-7-38

神山動物病院

検索



## ペット

### 犬を飼うときの注意点

#### 環境推進課 TEL 463-1504

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は、次のこととが義務付けられています。

#### ▶犬の登録(飼い始めた時)

登録時、鑑札の交付を受けてください。また、住所など登録内容の変更や、犬が死亡した場合も届け出が必要です。

#### ▶狂犬病予防注射(年1回)

接種後に注射済証明書を持参し、注射済票の交付を受けてください。  
※詳細は、市ホームページをご確認ください。



### ペット(犬・猫など)が亡くなったとき

#### クリーンセンター TEL 456-1593

クリーンセンターで焼却できます(供養をご希望の場合は、ペット専門の靈園などへ)。

**手数料** 1,000円／1体(自分で搬入する場合)  
2,000円／1体(収集を希望する場合)

※飼い主不明の犬・猫などの死体を見かけた場合は、クリーンセンターにご連絡ください。

## 自治会・町内会

自治会・町内会は、地域に住む人たちで組織された任意の地域自治組織です。

地域の防犯パトロールや防犯灯の維持管理、清掃活動、夏祭り等の親睦活動など、さまざまな活動を行っており、自分たちの地域を住みよくするため、協力しながら運営しています。

自治会・町内会の活動を通じて地域のコミュニケーションを図ることは、災害時の助け合いや、スムーズな地域の課題解決につながります。地域をより住みよくするため、ぜひ加入をご検討ください。

〈広告〉

**緑のリサイクル**

**株式会社 グリーンエコ**

朝霞市内発生の  
剪定枝受入れいたします

朝霞市一般廃棄物処理業許可業者(剪定枝に限る)

朝霞市上内間木544-1

**TEL 048-458-2890**

## 自治会・町内会に加入するには

### 地域づくり支援課 **TEL 463-2645**

お住まいの地域の自治会・町内会長または役員の方にお申し出ください。連絡先が分からぬ場合は、地域づくり支援課にお問い合わせください。

## 消費生活

### 消費生活相談

#### 消費生活センター **TEL 463-1111 内線2256**

リフォーム詐欺や訪問販売といった悪質商法のトラブル、未成年者のオンラインゲームによる課金やインターネット通販によるトラブル、多重債務などについて、消費生活相談員が相談に応じます。

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前10時～正午、午後1時～4時

相談方法 電話または面談(予約不要)

## 住宅・土地・道路・緑化

### 市営住宅

### 開発建築課 **TEL 423-3854**

住宅に困窮している市内在住の低所得者に安価な家賃で提供しています。詳しくはお問い合わせください。

### 県営住宅

#### 埼玉県住宅供給公社住まい相談プラザ **TEL 048-658-3017**

1・4・7・10月に県営住宅募集案内を配布しています。一般住宅のほか、高齢者・障害者住宅、子育て支援住宅、車いす住宅、単身住宅、単身車いす住宅などがあります。募集案内は市役所、内閣木支所、各出張所で配布しています。

### 個人住宅リフォーム資金補助金

#### 産業振興課 **TEL 463-1903**

地域経済対策の一環として、市民の方がみずから住んでいる持ち家のリフォームを市内の業者で施工する場合に、その工事費の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。

### 建築物耐震診断・耐震改修等補助制度

#### 開発建築課 **TEL 423-3854**

昭和56年5月31日以前に着工された建築物の耐震診断・耐震改修をされる方に、費用の一部を補助しています。

### ブロック塀等撤去費補助金交付制度

#### 開発建築課 **TEL 423-3854**

市内の道路および公共施設に面する、高さ1m以上で倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去費の一部を補助しています。

### 空き家バンク

#### 開発建築課 **TEL 423-3854**

空き家を「売りたい・貸したい」所有者と、空き家を「買いたい・借りたい」利用希望者のマッチングを行います。詳しくはお問い合わせください。

## 地図の販売

### まちづくり推進課 **TEL 463-2518**

都市計画図(1/10,000)、白地図(1/10,000・1/2,500)を有料で販売しています。

## 都市計画に関する証明

### まちづくり推進課 **TEL 463-2518**

用途地域等証明書、納税猶予の特例適用の農地等該当証明書を発行しています。

## 道路および水路の使用

### 道路整備課 **TEL 463-0912**

建築工事の足場、水道管・ガス管・排水管の埋設などで道路を占用するときは「占用許可申請書」を、水路を占用するときは「公共物使用許可申請書」を提出し、許可を受けてください。

## 朝霞市みどりのまちづくり基金

朝霞市みどりのまちづくり基金は、市内に残る樹林・樹木など、緑の保全および緑化の推進に必要な土地の取得や、良好な景観の形成などの費用に充てるため設置しています。この基金は、市の財政や広く市民の皆さんからの寄付などを募って積み立てられます。みどりを将来の子どもたちに残していくために、皆さんの基金へのご協力を待ちています。

良好な景観形成のための事業に関しては

### まちづくり推進課 **TEL 463-2518**

その他に関しては **みどり公園課 TEL 463-0374**

## 朝霞市生け垣等設置奨励補助金制度

### みどり公園課 **TEL 463-0374**

緑化の推進を図り、良好な生活環境の整備と災害時におけるブロック塀の倒壊による被害防止のため、既設の塀を取り壊して生け垣等(緑化フェンス含む)を設置する方や、新たに生け垣等を設置する方、既存のフェンスに多年生のつる性植物を取りつける方を対象として生け垣等設置奨励補助金制度を設けています。詳しくはお問い合わせください。

## 男女平等社会の実現に向けて

### それいゆぷらざ(女性センター) **TEL 463-2697**

#### ► それいゆぷらざ(女性センター)

それいゆぷらざには、情報・交流コーナーやお知らせコーナー、相談室があります。

情報・交流コーナーは、男女平等の推進に関する情報の収集や市民の皆さんの交流のための場所で、図書の閲覧や貸し出しなどを行っています。

お知らせコーナーには、男女平等に関する情報やリーフレットなどを掲示しています。

また、DV相談や女性総合相談を行っています。

#### ► 朝霞市男女平等苦情処理委員

社会的な慣行などにより、男女平等の推進を阻害され、人権が侵害された場合などで相手方に改善を求めるような場合に申し出ることができます。

※市内で発生した事案のみが対象となります。





# 交通

## 交通

まちづくり推進課 **TEL 463-1514**

### 道路反射鏡設置工事補助制度

市内の私道(道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路以外の道路であって、現に一般の交通に利用されているものをいう。以下同じ)で見通しが悪く危険な場所に、反射鏡を設置または既設の反射鏡の修繕をしようとする方に対し、補助金を交付します。

#### 適用条件

次の条件を備える私道で、反射鏡を設置することにより交通事故の防止が図れると認めるものに限ります。

- ①公道に接続し(公道から他の公道に接続している私道は除く)、見通しが悪く、車両の出入りが頻繁な場所であること
- ②反射鏡の設置による受益戸数が5戸以上であること
- ③反射鏡の設置場所の土地所有者の同意を得ていること
- ④市長が特に必要があると認めたとき

※次の場合は、補助の対象から除きます。

- ・国有地、公有地および社有地内の私道
- ・そのほか、現地調査の結果、不適当と認めた私道

#### 補助金額

設置工事費の3分の2以内とし、10万円を限度とします。

※設置工事費とは、反射鏡の設置工事費にかかる費用とし、事務費、工事雑費などは含みません(設置工事は、市の指定業者に限ります)。

#### 申請方法

次の書類を提出してください。

- ①道路反射鏡設置工事補助金交付申請書
- ②設置場所の案内図
- ③工事設計図
- ④設置場所の土地所有者承諾書

工事完了後は次の書類を提出してください。

- ①道路反射鏡設置工事実績報告書
- ②工事契約書の写し
- ③内訳書の写し

※設置後の反射鏡の維持管理は申請者が行ってください。既設の反射鏡について修繕などをする場合は、設置後5年間は補助の対象となりません。

### 市内循環バス まちづくり推進課 **TEL 463-1514**

市内循環バスは、本町・栄町・膝折・溝沼地区を経由する「膝折・溝沼線」、根岸台・岡地区を経由する「根岸台線」、田島・内間木地区を経由する「内間木線」、浜崎・宮戸・朝志ヶ丘地区を経由する「宮戸線」の4路線が駅と公共施設を結び、乗合バス方式(バス事業者へ委託)により運行しています。

#### 運賃

- ・大人180円、小児90円(1回1路線内均一)
- ・障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)を提示した方は、大人90円、小児50円
- ・交通系ICカードによる支払いもできます。

#### 特別乗車証

市内在住の障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)所持者には、障害福祉課で特別乗車証を発行します。特別乗車証の提示で、無料でバスに乗車できます。

#### 乗り継ぎ券の利用方法

朝霞市役所、北朝霞駅前、わくわくどーむの各停留所において他の路線に乗り継ぐ場合、乗り継ぎ券を発行しますので、乗車時に運転手にお申し出ください。

- ・乗り継ぎ運賃…無料

**運休日** 12月29日～1月3日

#### ▶バスロケーションシステム

「バスが今どこを走っているか」「何分後に到着するか」など、スマートフォンやパソコンなどから、いつでもどこでも確認することができます。



### ASAKA CITY photo gallery



わくわく号

## 自転車駐車場

### ▶有料自転車駐車場

休日・利用時間 休業日・休業時間なし

利用申し込み 各自転車駐車場管理事務所 ※受付時間(定期券更新・購入)午前6時～午後10時30分

### ▶市営自転車駐車場一覧

駐車場名	所在地	料金			種別	収容台数(台)
定期利用	浜崎1-8-17	区分			自転車	定期利用 2,130
						原動機付自転車 79
						自転車 135 一時利用 210
						自転車 2,799 一時利用 554
						原動機付自転車 205
						自転車 定期利用 60*
						自転車 定期利用 756 一時利用 112
						自転車 定期利用 692 一時利用 156
						原動機付自転車 78
						原動機付自転車 定期利用 142 一時利用 44
						自転車 定期利用 51*
						自転車 定期利用 3,613 一時利用 696

- 原動機付自転車は、原動機付自転車第1種(50cc)まで
- 一時使用料の1日1回とは午前0時から翌日午前2時までとしています。午前2時を過ぎると、別途使用料100円(原動機付自転車は200円)が加算となります。

※北朝霞駅東口第1原動機付自転車駐車場および朝霞駅南口原動機付自転車駐車場の自転車(定期利用)は、チャイルドシートを搭載した大型自転車などに限ります。

### ▶放置自転車等保管場所

保管場所	所在地	返還日時	引取料金
朝霞市放置自転車等浜崎保管場所	大字浜崎697-1	毎週水・日曜日 午後1時～4時 (1月1日～5日および12月27日～31日を除く)	自転車 1台につき1,500円 原動機付自転車 1台につき2,000円

### column 環境と人にやさしい交通「シェアサイクル」の活用を!

市では、環境と人にやさしい交通ネットワークの形成に向け、平成31年から、民間事業者と連携しシェアサイクル事業を行っています。通勤・通学、買い物や近所へのちょっとしたお出かけに、シェアサイクルを使ってみませんか？





# 産業

## 勤労者・就労支援

### 労働・社会保険相談 産業振興課 TEL 463-1903

月に3回、社会保険労務士による労働や賃金、解雇などの労働条件や労働全般に関する相談を行っています。

### 就職支援相談 産業振興課 TEL 463-1903

月に2回、キャリアアドバイザーなどによる面接の受け方や履歴書の書き方などの就職に関する相談を行っています。

※市内在住・在勤・在学者が対象

### 就職支援セミナー 産業振興課 TEL 463-1903

面接の受け方や履歴書の書き方などについて、キャリアアドバイザーなどを招いてセミナーを行います。受講者募集のご案内は、市ホームページなどで行います。

※市内在住・在勤・在学者が対象

### 職業紹介と相談

#### ハローワーク朝霞 本町1-1-37 TEL 463-2233

求職について相談したいときまたは人を雇いたいときなど、仕事についてのさまざまな相談に応じています。

## 商工業

### 中小企業者向け融資制度

#### 産業振興課 TEL 463-1903

市内中小企業者が経営の安定化を図るうえで必要な事業資金について、市と金融機関、埼玉県信用保証協会が協力して融資を行うものです。

なお、貸付利率については、直接お問い合わせください(利子補給制度あり)。

### ▶無担保無保証人特別資金融資制度(特別小口)

貸付限度額 1,250万円

貸付期間 運転資金10年・設備資金12年

### ▶中口資金融資制度

貸付限度額 運転1,500万円、設備2,000万円、

併用の場合は2,000万円まで

貸付期間 運転資金10年・設備資金12年

### 起業家育成支援事業 産業振興課 TEL 463-1903

市内在住の方または市内で起業を考えている方や開業後間もない方をサポートするため、朝霞市商工会、公益財団法人埼玉県産業振興公社(創業・ベンチャー支援センター埼玉)、図書館北朝霞分館と産業振興課が連携し、相談やセミナーなどの起業家育成支援事業を行っています。

※国から「創業支援事業計画」の認定を受けました。

### ストリートライブ事業

#### 産業振興課 TEL 463-1903

朝霞駅周辺の活性化と「音楽のまち」としてのPRのため、朝霞駅南口広場での音楽演奏やパフォーマンス活動をする演奏者などを認定する制度を実施しています。

### 朝霞市商工会の取り組み

#### 朝霞市商工会 大字浜崎669-1 TEL 470-5959

商工会は3つの柱で事業を推進しています。

##### ①中小企業、小規模事業者への支援

###### 相談したいとき

商工業者の方々からの金融・税務・経営・事業承継・販路開拓などの相談に応じています。

###### 学びたいとき

企業の事業継続力強化を目指して、経営の近代化・合理化のための研修会、経営に役立つ技術の習得のために各種講習会などを実施しています。



ストリートライブの様子

## 知りたいとき

地域社会や企業経営に関する生きた情報を的確・迅速に提供できるよう努めています。

### ②住みよいまちづくりの推進

#### まちづくりのために

産業を振興して地域の活性化を図りながら、行政と連携して、地域振興プランの策定など安全・安心なまちづくりを進めています。

#### 地域の福祉向上のために

地域の人々が幸せに暮らせるよう、環境美化運動や献血運動、支え合い事業の推進、福祉施設への寄付等の福祉活動を展開しています。一緒に活動しませんか。

#### 地域住民とのふれあいのために

あさかばるなどさまざまなイベントを開催することにより、地域生活者とのコミュニケーションの場づくりを進めています。

#### 子育てを社会全体で支え合うために

企業における仕事と子育ての両立支援や仕事と生活の調和などが進むよう、企業と行政が一体となって子育てを社会全体で支え合う環境づくりを進めています。

### ③意見活動の展開

商工業者の代表として、行政庁などへの建議・具申を行うほか、諮問に対する答申、審議会への参加などにより、皆さんの意見を地域づくりや、市内商工業の発展に反映させるよう努めています。

## 商工会事業

朝霞市商工会 **TEL 470-5959**

### ▶あさかの逸品

商工会が推奨するこだわりの食・製品が“あさかの逸品”です。詳しくは商工会ホームページをご覧ください。



### ▶あさか産業フェア

市内産業のPRを目的に毎年(2月頃)開催。工業製品の展示やものづくり体験イベントなどを行っています。

### ▶黒目川花まつり

桜の時期に合わせて、朝霞市の桜の名所であり、市民の憩いの場である黒目川周辺で3月下旬～4月上旬に毎年開催。特設ステージ、模擬店の出店など、自然と親しみながらさまざまなイベントを行います。

### ▶あさか商工まつり

あさか商工まつりは、市内商工業の振興を図るためにお祭りで、朝霞市民まつり「彩夏祭」に合わせて開催します。ステージイベントほか、多数の模擬店テントで、日用雑貨品・食品をはじめ、たくさんの品物を紹介・販売します。

### ▶朝霞アートマルシェ

「アート」をテーマに、東武東上線朝霞駅の南口・東口駅前広場を会場にして、多彩なイベントを行う中で、市民や若手アーティストの作品の展示と販売を行う「場」を提供する目的として毎年10～11月頃に開催します。

## 農業

### 農地の売買・相続

農業委員会 **TEL 463-1906**

次の場合は、市街化区域・市街化調整区域にかかわらず、農業委員会へ申請してください。

- ・農地を売買・交換または賃借するとき
- ・農地の相続・贈与をするとき
- ・農地を宅地などに転用するとき
- ・農業経営者を変更するとき
- ・農地改良をするとき

### 農業近代化資金

産業振興課 **TEL 463-1904**

農業近代化資金は、農業者の方が必要な資金を円滑に調達できるようにするための県の制度融資です。県や市が利子補給するため、農協を通じて、低い利率で融資を受けることができます。認定農業者については、追加の利子助成が受けられるなど、さらに有利な仕組みもあります。

### 農業災害

産業振興課 **TEL 463-1904**

市長が特別災害と指定する自然災害により、農作物や農業用施設に被害を受けたとき、回復にかかる経費の補助および災害資金の利子補給をしています。

### 農業祭

産業振興課 **TEL 463-1904**

農業技術の改良ならびに農産物の品質改善を促すとともに、農業者間の交流および広く消費者との交流を通して、都市近郊農業の健全な発展に寄与すること目的に開催しています。

農業祭当日は、農産物品評会に出品された農産物を展示後、即売します。

### 市民農園

産業振興課 **TEL 463-1904**

野菜を栽培することによる農業体験を通じて、自然にふれあい、農業に対する理解を深め、また地域農業の活性化を図るため市民農園を設置しています。

利用者募集については、広報あさかや市ホームページなどで行っています。

### 浜崎農業交流センター(農産物直売所)

**大字浜崎18-2**

朝霞産の新鮮な野菜などの農産物を直売し、地産地消の推進を図るとともに、農業者の交流や広く消費者との交流の場としてセンターを設置しています。

#### 営業日・時間

- ・毎週水・土曜日 午前11時～午後5時
- ・毎週日曜日 午前11時～午後4時

#### イベント

- ・12月上旬 収穫祭
- ・12月下旬 年末大売出し

産業振興課 **TEL 463-1904**



産業



# 文化・スポーツ

## 生涯学習

### 学習機会の提供

#### 生涯学習・スポーツ課 **TEL 463-2920**

各種講座や催し物などを実施し、皆さんの学びを支援しています。

##### ▶子ども大学あさか

子ども（小学4～6年生）の知的好奇心を刺激する講義や体験学習を行います。講師は、大学教授や専門家などが務め、地域の大学や企業・NPOなどと市が連携して実施しています。

##### ▶あさか学習おとどけ講座

市の行政情報や企業による身近な情報を学習したい市民、団体の皆さんへ講座としてお届けします。皆さんの学びの場にお役立てください。

##### ▶生涯学習体験教室

生涯学習ボランティアバンクの登録者が持っている資格や技能を生かし、さまざまな教室を開催しています。

##### ▶芸術文化展

市民の皆さんの芸術文化活動の成果の発表と鑑賞の機会として、毎年6月に中央公民館・コミュニティセンターで開催しています。

##### ▶市民芸能まつり

毎年7月の第1日曜日にゆめぱれす（市民会館）で開催する舞台発表会です。市内で活動している舞台芸能・芸術の団体や個人が一堂に集い、日頃の成果を発表します。

##### ▶文化祭

毎年11月3日（文化の日）を中心に、ゆめぱれす（市民会館）、中央公民館・コミュニティセンターを会場として、芸能のつどい、作品展示、お茶会、囲碁・将棋大会など各種文化事業を開催しています。

##### ▶人権問題講演会・研修会

私たち一人ひとりが等しく持つ「人権」と人権問題について、正しい理解を深めるために講演会・研修会を開催しています。

##### ▶子育て講座

乳児を持つお母さんやお父さんが、子育ての悩みや不安を解消できるよう、子育てや家庭教育について学ぶきっかけとなる講座です（健康づくり課が主催する「母と子のつどい」の中で開催）。

##### ▶公民館各種講座

**各公民館**

市内各公民館では、バラエティーに富んだ講座や教室を開催しています。

### 団体・グループの育成、指導者の発掘・活用

#### 生涯学習・スポーツ課 **TEL 463-2920**

皆さんの学習活動を支援するため、補助金の交付、指導者の紹介などをしています。

##### ▶家庭教育学級

家庭教育や子育てについて学習する市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校の保護者会やPTAなど、また、子育てに関わるサークルや団体に対し、補助金の交付や学級運営の相談、講師の紹介など、活動の支援をしています。

##### ▶市民企画講座

市民学習団体が、みずから企画・実施する市民向けの講座に対して補助金を交付するなど、運営を支援しています。

##### ▶生涯学習ボランティアバンク

生涯学習に関するさまざまな知識や経験、優れた技術や技能をお持ちの方々（団体含む）を講師として登録し、紹介しています。

※保育ボランティアの登録・紹介も行っています。

### ASAKA CITY photo gallery



成人の日記念式典の様子

## ▶文化協会

市の文化団体により構成されている文化協会の活動を支援し、文化祭などの文化事業を共催しています。市内で活動している文化団体・サークルについては、生涯学習ガイドブック「コンパス」をご覧ください。

## 学習情報の提供、学習相談

### 生涯学習・スポーツ課 TEL 463-2920

各種イベント、講座、行事、施設などの情報提供に努めています。

#### ▶生涯学習ガイドブック「コンパス」の発行(毎年5月中旬頃)

※市内の文化団体、サークルの一覧など、市の生涯学習情報を掲載しています。

#### ▶広報あさかや市ホームページなどへ掲載

## 青少年育成活動

### 生涯学習・スポーツ課 TEL 463-2920

青少年の健やかな育成と青少年活動の促進を図るために、次の事業などを行っています。

#### ▶成人の日記念式典

20歳という節目の年齢に、改めて成人としての自覚を高め、社会人としての門出を祝福するための式典です。

#### ▶放課後子ども教室

地域の方々と共に、夏期休暇期間や土曜日に市内の小学校で、勉強やスポーツ・文化芸術活動などの教室を実施しています。

#### ▶社会教育関係団体への活動支援

朝霞市保護者代表連絡会や朝霞市はぐくみなどへ活動支援をしています。

## 文化財の保護・活用

### 文化財課 TEL 463-2927

市内に残る貴重な文化財や埋蔵文化財を調査し、特に重要なものを指定文化財に指定し、保護・活用に努めています。

また、文化財の保護と活用を促進するため、次のような事業を行っています。

- ・重要文化財旧高橋家住宅 管理運営事業の実施
- ・「あさか みどろマップ」(文化財案内)の配布
- ・文化財調査報告書の発行および頒布
- ・埋蔵文化財センターでの資料の整理作業および展示

## 公共施設予約・案内サービス

インターネットから、朝霞市の体育館、テニスコート、グラウンドなどの体育施設や市民センター、ゆめぱれす(市民会館)、産業文化センターなどの文化施設の空き照会や予約・抽選申込などが行えるサービスです。詳しくは、サービス対象施設窓口で配布している「朝霞市公共施設予約・案内サービスご利用ガイド」をご覧ください。



#### ▶サービスの種類

##### 【24時間利用できるサービス】

空き照会／予約の申込／予約内容の確認／予約取消

##### 【指定された期間または時間内に利用できるサービス】

抽選申込／抽選申込内容確認／抽選申込取消

※抽選申込は市内登録利用者(利用団体)のみ利用できます。

※抽選申込は、毎月5日午前6時から15日午後11時45分までです。

※抽選結果確認は、毎月20日午前6時から26日午後11時45分までです。当選した予約は必ず予約確定の操作が必要です。

※施設により一部のサービスを利用できない場合があります。

#### ▶利用登録

予約や抽選申込をする場合には、事前に“利用登録”が必要です(空き照会サービスの利用には必要ありません)。利用登録の手続方法は施設により異なりますので、各施設窓口へお問い合わせください。

##### 【利用登録受付窓口およびお問い合わせ】

- ・市民センター 直接、利用する市民センターへ

→P.82参照

- ・体育施設 総合体育館へ

→P.83参照



ぽぽたん

photo



gallery



・ゆめぱれす(市民会館) 直接施設へ

➡下記参照

・産業文化センター 直接施設へ

➡P.83参照

※公民館は空き照会サービスのみ可能なため、公共施設予約・案内サービスの利用登録はありません。

#### ▶サービス対象施設

##### 【体育施設】

総合体育館、武道館、内間木公園(テニスコート／弓道場／ソフトボール場)、朝霞中央公園(陸上競技場／野球場)、青葉台公園(テニスコート／芝生広場)、北朝霞公園野球場、上野荒川運動公園(サッカー場／野球場)、テニスコート(弁財公園／滝の根)

##### 【文化施設】

市民センター(弁財／朝志ヶ丘／宮戸／栄町／仲町／溝沼／根岸台／膝折)、ゆめぱれす(市民会館)※1、産業文化センター、公民館(中央(コミュニティセンターを含む)／東朝霞／西朝霞／南朝霞／北朝霞／内間木)※2

※1:ゆめぱれす(市民会館)のホール抽せん方法は施設にお問い合わせください(下記参照)。

※2:公民館は空き照会サービスのみ利用できます。施設の詳しい利用方法は各施設へお問い合わせください。(➡P.81参照)

## 文化・コミュニティ施設

### ゆめぱれす(市民会館) 本町1-26-1 ☎466-2525

ホールは、音楽会・演劇・講演など、芸術・文化・教養の場としてご活用いただけます。

リハーサル室は、舞台のリハーサルや稽古の場、ダンス、会議や講演会などで使用できます。

このほか、会議・研修・講習会などのための大・小会議室、宴会室など、市民の皆さんのが幅広く利用できる設備を備えています。

開館時間 午前9時～午後9時30分(準備・後片づけの時間も含まれます)

#### 休館日 年末年始

※臨時に休館することがあります。

使用の申し込み はじめて使用する場合は事前に利用登録が必要です。

#### ▶使用の申込開始月(使用日の属する月を含めます)

区分／内容	抽選申込 (市内のみ)	抽選 (市内のみ)	通常予約 (市内)	通常予約 (市外)
ホール	11か月前	10か月前	9か月前	8か月前
リハーサル室	5か月前	5か月前	4か月前	3か月前
会議室	5か月前	5か月前	4か月前	3か月前
宴会室	—	—	12か月前	9か月前

※市外とは、利用者の半数以上が朝霞市民以外の場合です。

申請の期限は、ホールは15日前まで、そのほかの施設は当日までです。

## 公民館

公民館は、談話、学習、スポーツなどいろいろな活動に使えるところです。また、公民館では、皆さんの暮らしを豊かにし、知識や教養を高めるための講座を開いています。

使用時間 午前(午前9時～正午)、午後(午後1時～4時30分)、夜間(午後5時～9時30分)を各1単位としています。

#### 申込期間・申請

##### ①登録

公民館を利用する自主団体・グループ(以下「団体」という)は毎年度「公民館使用団体活動調査票」(以下「活動調査票」という)を、また、使用料の免除を受けるとする団体は「公民館使用団体会員名簿」(以下「会員名簿」という)と一緒に提出してください。

##### ②仮予約

「活動調査票」および「会員名簿」により、使用料の免除が認められた団体は、利用したい日の属する月を含めて3か月前の1～20日(20日が休館日の場合は、翌開館日)の間に、窓口に備えつけの仮予約申込書に記入し、提出してください。



### ③利用調整

仮予約を集計し、利用希望の調整を行います。

### ④申請

窓口で「使用申請書」に記入し、「使用許可書」をもらってください。

※利用調整終了後は、先着順により、窓口または電話で直接予約ができます。

#### 使用料

各施設および時間帯により料金が異なりますので、詳しくは各公民館までお問い合わせください。

なお、市内団体のうち、「会員名簿」の提出が確認された団体については使用料を免除しています。

#### 市外団体

「活動調査票」などにより市外団体に認定された「団体」は、仮予約はできませんので、利用調整終了後に予約をしてください。また、使用料は5割増しとなります。

### ▶公民館一覧

施設名	休館日
中央公民館 青葉台1-7-1 TEL 465-7272	第1和室 第2和室 会議室 第1学習室 第2学習室 音楽室 美術・工芸室 実習室 レクリエーションホール プラネタリウム 毎週月曜日、 12月28日～1月3日
東朝霞公民館 根岸台6-8-45 TEL 463-9211	和室 第1会議室 第2会議室 視聴覚室 体育室 第1・3・5日曜日、 第2・4月曜日、祝日、 12月28日～1月3日
西朝霞公民館 膝折町4-19-1 TEL 462-1411	和室 会議室 実習室 視聴覚室 体育室 第1・3・5日曜日、 第2・4月曜日、祝日、 12月28日～1月3日

施設名	休館日
南朝霞公民館 溝沼1-5-24 TEL 461-0163	和室 会議室 実習室 視聴覚室 講堂 第2・4日曜日、 第1・3・5月曜日、祝日、 12月28日～1月3日
北朝霞公民館 朝志ヶ丘1-4-1 TEL 473-0558	和室 会議室 実習室 講堂 第1・3・5日曜日、 第2・4月曜日、祝日、 12月28日～1月3日
内間木公民館 田島2-18-47 TEL 456-1055	和室 会議室 実習室 視聴覚室 体育室 第2・4日曜日、 第1・3・5月曜日、祝日、 12月28日～1月3日

※中央公民館以外は、日曜日または月曜日の休館日と祝日が重なったときは、その翌日も休館日となります。

### コミュニケーションセンター(中央公民館併設)

青葉台1-7-1 TEL 465-7272

市民の皆さんの相互交流およびコミュニティ活動の場として、談話室・ボランティアビューロー・展示ギャラリー・集会室および舞台付きホールが設置されています。

#### 休日

毎週月曜日、年末年始

#### 使用時間

午前(午前9時～正午)、午後(午後1時～4時30分)、夜間(午後5時～9時30分)を各1単位としています。

#### 利用申込方法

#### 受け付け

利用したい日の属する月を含めて

- ホール…市内団体は5か月前の1日(1日が休館日の場合は、その日以降の最初の開館日)午前10時からホール調整会議を行います(市外団体は4か月前から先着順に受け付け)。
- 展示ギャラリー…3か月前から先着順に受け付け(市外団体は2か月前から先着順に受け付け)
- 集会室…3か月前から(仮予約)  
※市外団体は仮予約できません。



### ASAKA CITY photo gallery



公民館サマーフェスティバルの様子

## 手続き

窓口で「使用申請書」に記入し、「使用許可書」をもらってください。

## 仮予約の流れ

### ①仮予約

利用したい日の属する月を含めて3か月前の1~20日(20日が休館日の場合は、翌開館日)の間に、窓口に備えつけの仮予約申込書に記入し、提出してください。

### ②利用調整

仮予約を集計し、利用希望の調整を行います。

### ③申請

窓口で「使用申請書」に記入し、「使用許可書」をもらってください。

※利用調整終了後は、先着順により窓口または電話で直接予約ができます。

### 使用料

施設および時間帯により料金が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

## 図書館

図書館(本館) 青葉台1-7-26 TEL 466-8686  
図書館北朝霞分館 大字浜崎669-1(産業文化センター2階) TEL 470-6011



### ▶図書館のホームページ(蔵書検索など)ができます

#### 利用案内

市内には図書館2館、公民館図書室5室があり、1枚の利用カードで利用できます。

市内にお住まいの方、通勤、通学されている方はどなたでも利用できます。

### ▶図書館一覧

施設名	開館時間	休館日
図書館(本館)	午前9時30分~午後7時	第2火曜日、第4金曜日、年末年始、特別図書整理期間など
図書館北朝霞分館	※土・日曜日、祝日は午後6時まで	第2水曜日、第4木曜日、年末年始、特別図書整理期間など
東朝霞公民館図書室		毎月第1・3・5日曜日、毎月第2・4月曜日、祝日(休館日と重なったときはその翌日)、年末年始など
西朝霞公民館図書室		
北朝霞公民館図書室		
南朝霞公民館図書室		毎月第2・4日曜日、毎月第1・3・5月曜日、祝日(休館日と重なったときはその翌日)、年末年始など
内間木公民館図書室	午前9時~午後5時15分	

## 朝霞市博物館

岡2-7-22 TEL 469-2285

考古・歴史・民俗・美術工芸の4分野で朝霞のあゆみを紹介する常設展示を中心に、さまざまな企画展示や講座・体験学習などの催しからなる“まなびとやすらぎの空間”です。

#### 開館時間

午前9時~午後5時

#### 休館日

毎週月曜日(祝日にあたるときは開館)、毎月第4金曜日(祝日にあたるときは開館)、祝日の翌日(土・日曜日、祝日にあたるときは開館)、12月27日~1月4日

#### 入館料

無料

## 市民センター

さまざまな活動の場(営利目的や不特定多数の方への呼びかけや勧誘を行うことを除く)としてご利用いただける集会施設です。

#### 休館日

月曜日 年末年始(宮戸、栄町、溝沼、根岸台)  
火曜日 年末年始(弁財、朝志ヶ丘、仲町、膝折)

#### 利用時間

ホール、会議室、和室、工作室(根岸台のみ)

午前:午前9時~午後0時30分

午後:午後1時~4時30分

夜間:午後5時~9時30分

多目的スタジオ(膝折のみ)

1区分 午前9時~11時

2区分 午前11時30分~午後1時30分

3区分 午後2時~4時

4区分 午後4時30分~6時30分

5区分 午後7時~9時

#### 利用できる方

市内在住・在勤・在学の方(市外の方も利用できますが、利用料金は5割増しとなります)

#### 利用の申し込み

初めて利用する場合は、事前に利用者(利用団体)登録が必要です。市内登録者(団体)は、利用日が属する月を含め4か月前の5日から15日まで抽せん申し込み、また、3か月前の1日から利用日の前日午後5時まで申し込みができます(市外登録者(団体)の申し込みは2か月前の1日から利用日の前日午後5時までです)。

※膝折市民センター多目的スタジオには、中学生・高校生の優先枠や申込期間など、ルールが異なる部分がありますので、膝折市民センターにお問い合わせください。

### ▶市民センター一覧

施設名	
弁財市民センター 西弁財2-2-3 TEL 467-1616	ホール、会議室、和室
朝志ヶ丘市民センター 朝志ヶ丘3-8-16 TEL 476-5755	第1会議室、第2会議室、第1和室、第2和室
宮戸市民センター 宮戸1-2-60 TEL 472-2134	ホール、第1会議室、第2会議室、第1和室、第2和室

施設名	
栄町市民センター 栄町4-4-26 <b>TEL 466-6515</b>	ホール、会議室、第1和室、第2和室
仲町市民センター 仲町1-2-16 <b>TEL 464-6810</b>	ホール、会議室、和室
溝沼市民センター 大字溝沼1057-3 <b>TEL 461-8885</b>	ホール、会議室、第1和室、第2和室
根岸台市民センター 根岸台2-15-12 <b>TEL 450-1801</b>	ホール、第1会議室、第2会議室、工作室
膝折市民センター 膝折町1-7-40 <b>TEL 462-4531</b>	ホール、第1会議室、第2会議室、多目的スタジオ

## 市民活動支援ステーション・シニア活動センター

**仲町2-1-6-101 TEL 463-1417**

NPOなどの市民活動を支援するため、会議用テーブル・コピー機・カラープリンタ・情報収集用のパソコンなどを設置しています。

また、団体活動のPRのためのポスターの掲示やチラシなどの配布ができるほか、NPOなどの市民活動に関する資料をご用意し、参加や運営のご相談に応じます。また、シニア世代の豊かな知識や経験、能力を地域活動に生かすとともに、生きがいづくりを推進するための施設です。

**開所時間** 午前9時30分～午後6時

**休所日** 月曜日、祝日、年末年始

**産業文化センター 大字浜崎669-1 TEL 487-6222**

産業・文化の情報発信の拠点として、展示・販売に活用できるギャラリーや、研修・講演会に利用できる研修室兼集会室などを備えた複合施設です。

**開館時間** 午前8時30分～午後9時30分

**休日** 毎月第4木曜日(祝日にあたるときは、その日前で最も近い祝日でない日)、年末年始

**使用時間** 午前(午前9時～正午)、午後(午後1時～4時30分)、夜間(午後5時30分～9時30分)、全日(午前9時～午後9時30分)

※準備・片付けの時間も含まれます。

**申し込み**

### 多目的ホール・ギャラリー

利用予定日の属する月を含めて8か月前から(市外の団体は6か月前から)

### 研修室兼集会室・会議室

利用予定日の属する月を含めて5か月前から(市外の団体は3か月前から)

## 生涯スポーツ

**生涯学習・スポーツ課 TEL 463-2403**

### スポーツ活動

市民の皆さんのが日常生活の中にスポーツを取り入れ、楽しみながら体力向上と健康増進を図れるように、各種スポーツ教室・講習会や、市民総合体育大会・各種競技大会などを開催しています。

### スポーツ団体

市内には次のようなスポーツ団体があります。皆さんもお気軽にご参加ください。

#### スポーツ協会(28団体)

陸上競技協会／野球連盟／柔道部／剣道連盟／水泳部／相撲連盟／卓球協会／ソフトテニス連盟／なぎなた連盟／空手道部／バドミントン連盟／バレーボール連盟／スキー連盟／バスケットボール連盟／合気道部／テニス協会／少林寺拳法部／ゲートボール連盟／ソフトボール協会／レクリエーション協会／スポーツ少年団／グラウンド・ゴルフ連合／琉球古武術部本部御殿手／弓道連盟／ミニテニス連盟／エアロビック連盟／中学校体育連盟／小学校体育連盟

### 市民体育祭

毎年10月(スポーツの日の前の日曜日)に、朝霞中央公園陸上競技場において「市民体育祭」を開催しています。市民体育祭で、明るく楽しくスポーツに親しみ、お互いの親睦を深めましょう。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

### スポーツ安全保険

スポーツ団体に所属する人が、活動中に起きた事故などで傷害を受けたり死亡したりしたとき、もしくは後遺障害を生じたときに補償する制度です。申込用紙は、生涯学習・スポーツ課または総合体育館にあります。

## 体育施設

### 学校体育施設開放

**生涯学習・スポーツ課 TEL 463-2403**

身近な場所でスポーツを楽しんでいただくため、市内の全小・中学校を市内在住・在勤の10人以上の団体に開放しています。事前に団体登録をし、「利用申請書」を提出してください。高校については、直接学校へお申し込みください。

### 総合体育館

**青葉台1-8-1 TEL 465-9811**

#### 施設の内容

メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニングルームなど。アリーナは、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球など各種大会や練習などで使用できます。

**利用時間** 午前9時～午後9時30分

**休日** 年末年始、そのほか臨時休館日

**個人開放** 毎週火曜日の正午～午後6時と水曜日の午後3時30分～9時30分の時間枠において個人利用ができます(大会などのため中止になる場合があります)。



## 朝霞中央公園陸上競技場

青葉台1-9-1 TEL 465-7278

### 施設の内容

全天候型トラック、人工芝のフィールド、ナイター設備

利用時間 午前8時30分～午後9時

休日 年末年始、そのほか臨時休場日

### 個人無料開放

毎週火曜日の午後5時15分～9時と第2・4週の土曜日の午前9時～午後4時45分の時間枠で、市内在住・在勤・在学の方を対象に個人利用ができます(大会などのため中止になる場合があります)。

## 武道

施設名	利用時間	休日	施設の内容
武道館 本町1-12-3 TEL 461-7522	午前9時～午後9時	年末年始、そのほか臨時休館日	柔道場、剣道場、相撲場
内間木公園弓道場 大字上内間木518-3 TEL 456-2282	午前9時～午後9時	年末年始、そのほか臨時休館日	近的6人立ち

## 野球・サッカー

施設名	利用時間	休日	施設の内容
朝霞中央公園野球場 青葉台1-9-2 TEL 465-7277	午前9時～午後9時 (3月の第3土曜日～11月)	12月1日から翌年3月第3土曜日の前日まで、そのほか臨時休場日	硬式・軟式野球場、観客席、ナイター設備
北朝霞公園野球場 北原1-3	午前6時～午後9時(4～11月) 午前8時～午後4時30分(12～3月)	年末年始、そのほか臨時休場日	軟式野球場1面
青葉台公園芝生広場 大字膝折2-30 TEL 463-1333	午前6時～午後9時(4～11月) 午前8時～午後4時30分(12～3月)	年末年始、そのほか臨時休場日	ソフトボール、少年野球、レクリエーションなどが行える広場
上野荒川運動公園野球場 大字上内間木上野651-1	午前6時～午後4時30分(4～11月) 午前8時～午後4時30分(12～3月)	年末年始、そのほか臨時休場日	軟式・硬式(少年)野球場1面
上野荒川運動公園サッカー場 大字上内間木上野651-1	午前6時～午後4時30分(4～11月) 午前8時～午後4時30分(12～3月)	年末年始、そのほか臨時休場日	サッカー場1面
内間木公園ソフトボール場 大字上内間木518-3 TEL 456-2282	午前6時～午後9時(4～11月) 午前8時～午後4時30分(3月の第3土曜日～3月31日および12月1日～30日)	12月31日から翌年3月第3土曜日の前日まで、そのほか臨時休場日	ソフトボール、少年野球、レクリエーションなどが行える広場、ナイター設備

## テニス

施設名	利用時間	休日	施設の内容
青葉台公園テニスコート 大字膝折2-30 TEL 463-1333	午前6時30分～午後9時(3～9月) 午前8時30分～午後9時(10～2月)	年末年始、そのほか臨時休場日	砂入り人工芝5面
滝の根テニスコート 溝沼2-8 TEL 462-1372	午前8時30分～午後4時30分	年末年始、そのほか臨時休場日	クレーコート3面
弁財公園テニスコート 東弁財3-12	午前8時30分～午後7時(6～8月) 午前8時30分～午後4時30分(9～5月)	年末年始、そのほか臨時休場日	クレーコート2面
内間木公園テニスコート 大字上内間木518-3 TEL 456-2282	午前6時30分～午後9時(3～9月) 午前8時30分～午後9時(10～2月)	年末年始、そのほか臨時休場日	砂入り人工芝2面

## ゲートボール

施設名	利用時間	休日	施設の内容
青葉台公園ゲートボール場 大字膝折2-30 TEL 463-1333	午前8時30分～午後9時 (ナイターあり)	年末年始、そのほか臨時休場日	ゲートボール場2面
内間木公園ゲートボール場 大字上内間木518-3 TEL 456-2282	午前8時30分～日没	年末年始、そのほか臨時休場日	ゲートボール場1面

## 申込方法

予約申込については「朝霞市公共施設予約・案内サービス」をご利用ください(→P.79参照)。

初めて利用する場合は、事前に総合体育館で団体登録が必要です。

### 【該当施設】

総合体育館、朝霞中央公園陸上競技場、野球場(朝霞中央公園、北朝霞公園、上野荒川運動公園)、青葉台公園芝生広場、上野荒川運動公園サッカー場、内間木公園ソフトボール場、テニスコート(青葉台公園、滝の根、弁財公園、内間木公園)、武道館、内間木公園弓道場

※総合体育館、武道館、陸上競技場、弓道場については、個人開放の時間帯以外でも団体の利用がない場合は個人利用が行えます。

※北朝霞公園野球場、弁財公園テニスコート、上野荒川運動公園(野球場、サッカー場)は無人施設のため、お問い合わせは総合体育館(TEL 465-9811)へ

## プール等の施設

### 溝沼子どもプール

**利用できる方** 未就学児(成人の付き添い人が必要)、小学生、付き添い人

施設名	利用期間・時間	施設の内容
溝沼子どもプール 大字溝沼1033 TEL 464-0023	7月第2土曜日～9月第1日曜日 午前9時30分～午後5時	プール(幼児、児童ほか2種類) コースター(3種類)

### わくわくどーむ(健康増進センター)

**大字浜崎27 TEL 472-6000**

利用者の皆さんの健康維持・増進と体力づくりのほか、利用者相互の触れ合いの輪を広げる施設として、5種類の温水プール、リフレッシュルーム、トレーニングルームなどを備えています。

**利用時間** 午前9時～午後10時

**休館日** 3～7月、9～11月(毎月第1月曜日)  
12～2月(毎週月曜日)

※月曜日が祝日の場合は翌平日が休館となります。

※そのほか、12月31日、1月1日、施設の定期点検、修繕・改修工事に伴う臨時休館日があります。

## 都市公園

公園名	所在地
北割公園	西原2-8
浜崎公園	浜崎3-4
西久保公園	東弁財2-3
弁財公園	東弁財3-4
南割公園	西弁財1-3
二本松公園	本町1-1670-3
越戸公園	栄町1-1588-2
上の原公園	幸町3-1152-1
泉水公園	泉水2-59-1
島の上公園	膝折町4-2045-13
あかね公園	本町2-9-2
広沢公園	本町3-10-3
あけばの公園	仲町2-24-2
南の風公園	本町3-33-3
北朝霞公園	北原1-3
滝の根公園	溝沼2-1585-2
城山公園	岡3-386
朝霞中央公園	青葉台1-9-1
青葉台公園	大字膝折2-30
水久保公園	根岸台7-1012-21

公園名	所在地
堂之下公園	大字岡48-6
やつじ公園	宮戸3-1075
五反田公園	大字溝沼1352-2
北浦公園	膝折町4-758-1
はなみずき公園	栄町1-1576-24
田島公園	田島2-1571
内間木公園	大字上内間木518-3
中道公園	本町1-107-1
宮戸大山公園	宮戸3-1051-3
いずみ公園	泉水1-2123-4
終塚古墳歴史広場	岡3-26
上野荒川運動公園	大字上内間木字上野651-1

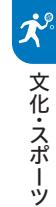
公園名	所在地
三原公園	三原1-266-1
宮戸ハケタ公園	宮戸4-606-2
浜崎峡公園	浜崎4-1266-1
旧高橋家住宅	根岸台2-681
向山公園	岡3-115
根岸台自然公園	根岸台8-531-1
向原公園	根岸台7-944-1
宮台公園	根岸台3-1-160
笹橋公園	根岸台3-1-181
谷中(やなか)公園	根岸台3-1-26
まぼりみなみ公園	根岸台5-1-1
まぼりひがし公園	根岸台5-23-1

### column

### あそびをはこぶプレーパークキャラバン

いつもの公園を楽しくする道具をのせて、みんなのお家の近くの公園にプレーパークがやってくる!

※開催日や会場などの詳細は、市ホームページやプレーパークの会ホームページなどでご確認ください。





# 広聴・情報公開

## 広聴案内

市政情報課 TEL 463-3163

### ▶市への意見・要望

身近な問題からまちづくりまで、市民の皆さんからの市政に対する建設的なご意見やご要望を受け付けています。

「市への意見・要望」は、市役所をはじめ図書館、公民館など市内の主な公共施設に備え置いてある専用の用紙または市ホームページの「市への意見・要望」ページに必要事項を記載してお寄せください。



### ▶市政モニター制度

市政モニターを対象として、市政や広報に関するアンケート調査を通じて、市政への関心を高めていただくとともに、市民の皆さんからのご意見を今後の市政に反映させていくことを目的としています。

### ▶パブリック・コメント制度

市の基本的な計画等の策定にあたり、その趣旨、目的、内容を公表し、これに対する市民の皆さんからご意見、情報、専門的知識の提出を受け、意見の概要と市の考え方を公表する一連の手続きです。

## 情報公開制度・個人情報保護制度

市政情報課 TEL 463-1759

開かれた市政とプライバシー保護を目指し、市民の皆さんに市政に対する信頼をより深めていただくために作られた制度です。

### ▶情報公開制度

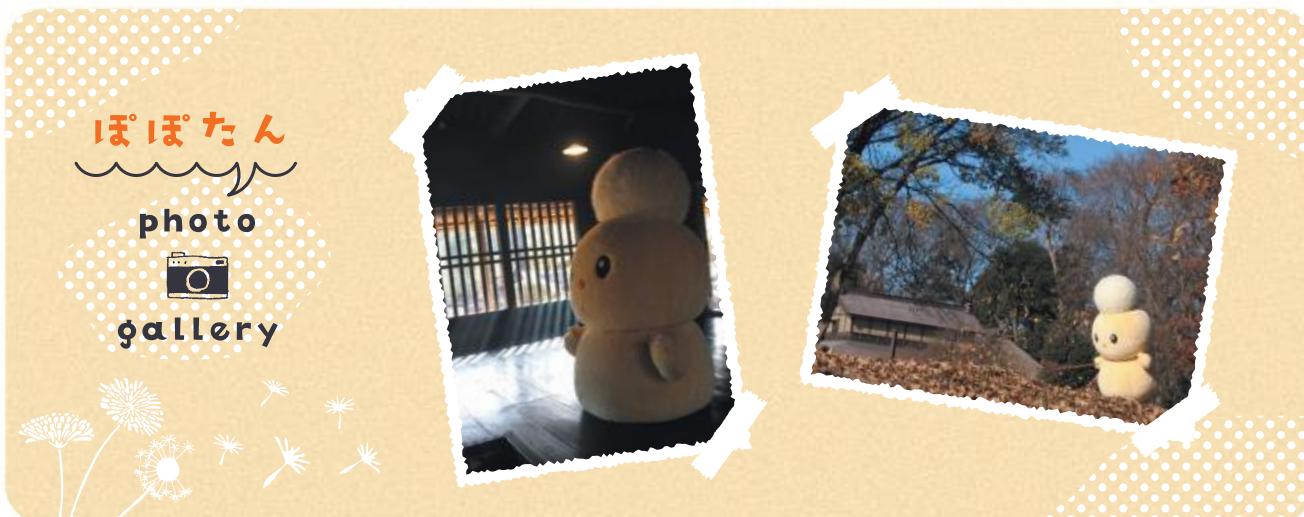
市で持つ情報を市民の皆さんと共有するための制度です。公文書公開請求、情報提供、会議公開制度などがあります。

### ▶個人情報保護制度

市で持つ個人情報の適正な取り扱いを図り、市民のプライバシーその他個人の権利利益を保護するための制度です。

### ▶市政情報コーナー

市役所別館4階の市政情報コーナーでは、市政に関する資料を取りそろえて提供していますので、お気軽にご利用ください。





# 選挙・市議会

## 選挙

選挙管理委員会事務局 **TEL 463-2444**

### 選挙権と被選挙権

選挙権があるのは、日本国民で満18歳以上の方です。ただし、朝霞市の議会議員および長の選挙権は、朝霞市に引き続き3か月以上住んでいることが必要です。

なお、選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていないと選挙のときに投票できません。

被選挙権は、日本国民であり、次の年齢要件を満たしていることが必要です。

- ・衆議院議員、市区町村長は満25歳以上
- ・都道府県議会議員、市区町村議会議員は満25歳以上で、その選挙権を有すること
- ・参議院議員、都道府県知事は満30歳以上

### いろいろな投票制度

投票日当日、何らかの理由で投票所へ行けない方は、次のいずれかの方法で投票することができます。

#### ▶期日前投票

朝霞市役所および朝霞台出張所において、選挙期日前でも投票することができます。

#### ▶不在者投票

##### 指定された施設、病院で行う方法

不在者投票ができる施設に指定されている病院に入院または老人ホームなどに入所している場合は、その施設で不在者投票をすることができます。その施設が指定されているかどうかは、各施設の長もしくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

##### 朝霞市以外の選挙管理委員会で行う方法

他市区町村に滞在中の場合は、滞在している市区町村で不在者投票をすることができます。この場合、事前に朝霞市へ投票用紙などの請求が必要になります。郵送に日数がかかりますので、早めに請求してください。

なお、この請求は公示日または告示日前でもできます。

##### 郵便で投票する方法

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、規定以上の障害がある方や介護保険法上の要介護者で介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方は、郵便による投票ができます。ただし、郵便等投票証明書をお持ちでない場合は、あらかじめ交付を受けておく必要があります。

## 市議会

議会事務局 **TEL 463-0549**

### 市議会

朝霞市議会は、皆さんから選ばれた24人の議員(任期4年)によって構成されています。

市議会は、年4回開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

また、議員は総務・教育環境・建設・民生の4常任委員会のいずれかに所属しています。

### 議会の傍聴

本会議は公開されていますので、どなたでも傍聴できます。傍聴は、市議会の活動状況を直接知ることのできる身近な方法です。ぜひ、傍聴にお出かけください。

なお、団体の場合は事前にご連絡ください。

また、市議会では、本会議の手話通訳を無料で手配します。お気軽にご連絡ください。

市議会では、インターネットで本会議の模様をライブ映像および録画映像により公開しています。



### 請願・陳情

請願・陳情は、皆さんが市政に対する意見や要望を文書で提出するものです。なお、請願は議員の紹介が必要です。





# 施設マップ・一覧



## 市の主な施設

名称	所在地	電話番号
<b>スポーツ</b>		
総合体育館	青葉台1-8-1	TEL 465-9811
武道館	本町1-12-3	TEL 461-7522
朝霞中央公園陸上競技場	青葉台1-9-1	TEL 465-7278
朝霞中央公園野球場	青葉台1-9-2	TEL 465-7277
青葉台公園(テニス、芝生広場、ゲートボール)	大字膝折2-30	TEL 463-1333
内間木公園(ソフトボール、テニス、弓道、ゲートボール)	大字上内間木518-3	TEL 456-2282
滝の根テニスコート	溝沼2-8	TEL 462-1372
溝沼子どもプール	大字溝沼1033	TEL 464-0023
わくわくどーむ(健康増進センター)	大字浜崎27	TEL 472-6000
<b>教育・文化・コミュニティ</b>		
図書館(本館)	青葉台1-7-26	TEL 466-8686
図書館北朝霞分館	(産業文化センター内)	TEL 470-6011
博物館	岡2-7-22	TEL 469-2285
埋蔵文化財センター	大字浜崎231-2	TEL 486-2244
ゆめぱれす(市民会館)	本町1-26-1	TEL 466-2525
産業文化センター	大字浜崎669-1	TEL 487-6222
中央公民館・コミュニティセンター	青葉台1-7-1	TEL 465-7272
東朝霞公民館	根岸台6-8-45	TEL 463-9211
西朝霞公民館	膝折町4-19-1	TEL 462-1411
南朝霞公民館	溝沼1-5-24	TEL 461-0163
北朝霞公民館	朝志ヶ丘1-4-1	TEL 473-0558
内間木公民館	田島2-18-47	TEL 456-1055
弁財市民センター	西弁財2-2-3	TEL 467-1616
朝志ヶ丘市民センター	朝志ヶ丘3-8-16	TEL 476-5755
宮戸市民センター	宮戸1-2-60	TEL 472-2134
栄町市民センター	栄町4-4-26	TEL 466-6515
仲町市民センター	仲町1-2-16	TEL 464-6810
溝沼市民センター	大字溝沼1057-3	TEL 461-8885
根岸台市民センター	根岸台2-15-12	TEL 450-1801
膝折市民センター	膝折町1-7-40	TEL 462-4531
市民活動支援ステーション・シニア活動センター	仲町2-1-6-101	TEL 463-1417
子ども相談室	浜崎3-6-24	TEL 471-8080
それいゆぶらざ(女性センター)	(中央公民館・コミュニティセンター内)	TEL 463-2697
<b>福祉</b>		
はあとぴあ(総合福祉センター)	大字浜崎51-1	TEL 486-2475
ボランティアセンター	(はあとぴあ内)	TEL 486-2485
はあとぴあ福祉作業所	(はあとぴあ内)	TEL 486-2481
手話通訳者等派遣事務所	(はあとぴあ内)	TEL 486-2479 / FAX 486-2473

〈広告〉

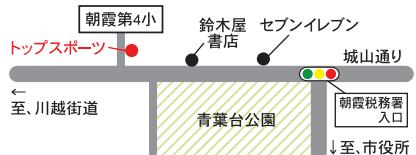


### 学校体育着・上履き取扱店

スポーツ用品全般  
(球技・格闘技用品等)

有限会社  
**トップスポーツ**

朝霞市幸町1-5-15(朝霞第4小学校前)  
TEL/FAX 048-465-3377



名称	所在地	電話番号
はあとぴあ障害者就労支援センター	(はあとぴあ内)	<b>TEL 486-2575</b>
はあとぴあ障害者相談支援センター	(はあとぴあ内)	<b>TEL 486-2400</b>
朝霞地区更生保護サポートセンター	(はあとぴあ内)	<b>TEL 485-8181</b>
障害者ふれあいセンター	大字上内間木493-9	<b>TEL 456-1402</b>
あさか福祉作業所	(障害者ふれあいセンター内)	<b>TEL 456-1400</b>
ふれあい障害者相談支援センター	(障害者ふれあいセンター内)	<b>TEL 456-1403</b>
浜崎老人福祉センター	(はあとぴあ内)	<b>TEL 486-2476</b>
溝沼老人福祉センター	溝沼7-13-11	<b>TEL 464-5488</b>
特別養護老人ホーム朝光苑	青葉台1-10-32	<b>TEL 465-3255</b>
きたはら児童館	北原2-8-11	<b>TEL 471-7140</b>
はまさき児童館	(はあとぴあ内)	<b>TEL 486-2477</b>
みぞぬま児童館	溝沼7-13-11	<b>TEL 450-0858</b>
ねぎしだい児童館	根岸台2-15-12	<b>TEL 450-1815</b>
ひざおり児童館	膝折町1-7-40	<b>TEL 458-6969</b>
ほんちょう児童館	本町2-3-22	<b>TEL 487-8582</b>
さくら子育て支援センター	(さくら保育園内)	<b>TEL 469-7065</b>
きたはら子育て支援センター	(きたはら児童館内)	<b>TEL 476-8686</b>
ファミリー・サポート・センター	(市役所2階)	<b>TEL 483-4501</b>
家庭児童相談室	(市役所2階)	<b>TEL 463-2231</b>
<b>保育園</b>		
浜崎保育園	大字浜崎662-1	<b>TEL 471-0394</b>
東朝霞保育園	根岸台1-5-27	<b>TEL 461-6011</b>
溝沼保育園	溝沼7-13-11	<b>TEL 463-7165</b>
本町保育園	本町1-20-4	<b>TEL 464-3750</b>
根岸台保育園	根岸台8-2-41	<b>TEL 464-8710</b>
北朝霞保育園(本園)	朝志ヶ丘1-3-26	<b>TEL 474-2530</b>
北朝霞保育園(分園)	朝志ヶ丘1-5-40	<b>TEL 486-5774</b>
栄町保育園	栄町1-5-43	<b>TEL 465-3811</b>
泉水保育園	泉水2-12-11	<b>TEL 465-9625</b>
さくら保育園	大字溝沼435-1	<b>TEL 469-7061</b>
宮戸保育園	宮戸4-6-2	<b>TEL 486-5562</b>
仲町保育園	仲町2-4-31	<b>TEL 450-7707</b>
<b>放課後児童クラブ</b>		
本町放課後児童クラブ	本町1-25-1	<b>TEL 463-4433</b>
朝志ヶ丘放課後児童クラブ	北原2-6-39	<b>TEL 473-8718</b>
岡放課後児童クラブ	岡3-17-64	<b>TEL 464-8281</b>
膝折放課後児童クラブ	膝折町4-11-26	<b>TEL 463-9152</b>
栄町放課後児童クラブ	栄町5-1-50	<b>TEL 463-8670</b>
浜崎放課後児童クラブ	大字浜崎220-1	<b>TEL 474-7125</b>
泉水放課後児童クラブ	泉水3-16-1	<b>TEL 465-0818</b>
幸町放課後児童クラブ	幸町1-6-9	<b>TEL 467-4760</b>
根岸台放課後児童クラブ	大字台295-1	<b>TEL 467-0131</b>
溝沼放課後児童クラブ	大字溝沼828-1	<b>TEL 458-5520</b>
<b>小・中学校</b>		
朝霞第一小学校	膝折町4-11-7	<b>TEL 461-0052</b>
朝霞第二小学校	岡3-16-13	<b>TEL 461-0042</b>
朝霞第三小学校	大字浜崎230	<b>TEL 471-1630</b>
朝霞第四小学校	幸町1-6-9	<b>TEL 461-0363</b>
朝霞第五小学校	泉水3-16-1	<b>TEL 462-0455</b>
朝霞第六小学校	本町1-25-1	<b>TEL 461-0410</b>
朝霞第七小学校	北原2-6-1	<b>TEL 472-9172</b>
朝霞第八小学校	栄町5-1-41	<b>TEL 465-8381</b>
朝霞第九小学校	大字台295	<b>TEL 466-4481</b>
朝霞第十小学校	大字溝沼828-1	<b>TEL 469-5443</b>
朝霞第一中学校	大字膝折2-31	<b>TEL 461-0076</b>
朝霞第二中学校	大字岡199	<b>TEL 461-6540</b>
朝霞第三中学校	大字溝沼1043-1	<b>TEL 464-7575</b>
朝霞第四中学校	栄町5-1-60	<b>TEL 466-4711</b>
朝霞第五中学校	大字宮戸1580	<b>TEL 471-2236</b>
<b>その他</b>		
朝霞市役所	本町1-1-1	<b>TEL 463-1111(代表)</b>
内間木支所	大字浜崎231-1	<b>TEL 471-1632</b>

名称	所在地	電話番号
朝霞台出張所	西弁財1-9-26	TEL 467-1115
朝霞駅前出張所	仲町2-1-6-101	TEL 452-6000
保健センター	本町1-7-3	TEL 465-8611
クリーンセンター	大字浜崎390-45	TEL 456-1593
エコネットあさか(リサイクルプラザ)	大字浜崎664-2	TEL 486-0222
朝霞台駅南口地下自転車駐車場	東弁財1-4-10	TEL 470-1778
北朝霞駅東口地下自転車駐車場	浜崎1-1-16	TEL 470-1794
朝霞駅東口立体自転車駐車場	仲町1-1-15	TEL 451-7871
朝霞駅東口地下自転車駐車場	仲町2-1-1	TEL 451-5791
朝霞駅南口地下自転車駐車場	本町2-13-50	TEL 451-9120
朝霞駅南口原動機付自転車駐車場	本町3-1-55	TEL 451-9150
水道庁舎	泉州2-13-1	TEL 462-3366
溝沼学校給食センター	大字溝沼1029-8	TEL 451-0371
浜崎学校給食センター	浜崎4-13-63	TEL 473-6291
斎場	大字溝沼1259-1	TEL 460-0055

## ほかの主な施設

名称	所在地	電話番号
<b>郵便局</b>		
日本郵便株式会社朝霞郵便局(郵便窓口および保険)	本町2-1-32	TEL 464-1135 (集荷・配送を除くサービス) TEL 464-1132 (集荷・配送)
ゆうちょ銀行朝霞店(貯金)		TEL 464-1134
膝折郵便局	膝折町2-3-44	TEL 461-3292
朝霞本町郵便局	本町2-25-22	TEL 461-3294
朝霞根岸郵便局	根岸台3-14-2	TEL 461-5188
朝霞三原郵便局	三原3-10-2	TEL 472-4303
朝霞宮戸郵便局	宮戸2-1-71	TEL 473-0535
朝霞溝沼郵便局	溝沼482-5	TEL 468-0787
<b>警察署・交番</b>		
朝霞警察署	栄町5-9-5	TEL 465-0110
朝霞駅前交番	本町2-13-51	TEL 461-4721
北朝霞駅前交番	浜崎1-1-27	TEL 471-3111
花の木交番	田島2-16-1	TEL 456-2150
<b>その他</b>		
朝霞税務署	本町1-1-46	TEL 467-2211
陸上自衛隊広報センター	栄町4-6付近	TEL 460-1711
朝霞保健所	青葉台1-10-5	TEL 461-0468
あさか向陽園	青葉台1-10-60	TEL 466-1411
埼玉県朝霞県税事務所	三原1-3-1	TEL 463-1671
ハローワーク朝霞(朝霞公共職業安定所)	本町1-1-37	TEL 463-2233
朝霞県土整備事務所	大字浜崎678	TEL 471-4661
(公財)朝霞市文化・スポーツ振興公社	(ゆめぱれす内)	TEL 424-5122
(公社)朝霞地区シルバー人材センター	本町1-12-3	TEL 465-0339
朝霞地区一部事務組合	溝沼1-2-27	TEL 461-2415
埼玉県南西部消防局	溝沼1-2-27	TEL 460-0119
朝霞消防署	溝沼1-2-27	TEL 463-0119
朝霞消防署浜崎分署	大字浜崎字川端666-1	TEL 470-1190
し尿処理場	大字根岸770	TEL 467-9921
朝霞市社会福祉協議会	大字浜崎51-1	TEL 486-2479
朝霞市商工会	大字浜崎669-1	TEL 470-5959
JAあさか野本店	大字溝沼466	TEL 451-1122
東武東上線朝霞駅	本町2-13-52	TEL 461-0057
東武東上線朝霞台駅	東弁財1-4-17	TEL 473-0777
JR武蔵野線北朝霞駅	浜崎1-1-1	※JR東日本テレフォンセンター TEL 050-2016-1600 (時刻・運賃など) TEL 050-2016-1601 (忘れもの)

